

## (こども未来部)

### 【20時までの延長保育事業（私立認定こども園等運営助成）】

#### (質問)

20時までの延長保育事業について伺います。代表質問の答弁で、「現在、20時までの延長保育については2園が実施しており、その利用状況は、1日平均4.8人」とご答弁がありました。当初、どれくらいの利用者数を想定されていたのか、教えて下さい。

#### <答弁>

令和6年度当初の利用想定は、2施設合計で年間1600人程度、1日平均5.4人程度でございます。

#### (質問)

次年度は、どれくらいの施設で実施が見込まれ、全ての施設合計で、どれくらいの利用者数を想定されているのか、教えて下さい。

#### <答弁>

令和7年度につきましては、計4施設で年間2500人程度、1日平均8.4人程度のご利用を想定しております。

#### (質問)

市長が施政方針説明の中で、「保護者が子どもと向き合う時間を増やす施策を展開していく」と述べられたことを踏まえ、本事業がその考えに逆行するのではないかと代表質問で指摘しました。さらに、長時間保育を抑制するための利用制限について、質問しました。それに対し、「利用制限を設ける予定はないが、適切な利用料を負担頂くと共に、利用状況を分析し、継続的に長時間の保育となっているような場合には、保護者と子どもが向き合う時間、愛着関係の構築の重要性について、実施事業者からそれぞれの家庭の状況も踏まえて、丁寧に説明することに併せて、本市としても啓発に努めていく」と答弁されました。そこで伺いますが、長時間保育を助長させないために適切な利用料とはどれくらいの額と考えておられるのか、教えて下さい。また、現在、19時以降の延長保育料については、市として金額を設定されておらず、各実施園で自由に決めることとされていますが、その理由と、今後、実施園が増えていった場合、市として金額を設定するお考えはあるのか、教えて下さい。

#### <答弁>

市全体の2号児・3号児を受け入れている就学前施設において、利用料200円での実施をお願いしている19時までの延長保育に加えて、20時までの延長保育の実施にあたっては、追加の人員や運営費等の確保が必要となることが想定されます。そのため、その利用料については、現在実施されている園が600円とされていることを一つの目安として、採算等や長時間保育防止の視点も考慮した上で、各事業者の考え方にに基づき、施設ごとに

利用料を設定頂くものと考えております。

(質問)

長時間保育を助長させないために、「利用状況を分析し、継続的に長時間の保育となっているような場合には、保護者と子どもが向き合う時間、愛着関係の構築の重要性について、本市としても啓発に努めていく」とのことでしたが、これまでの利用者の利用分析にはそれほど時間を要しないと思いますが、いつまでに分析が行われる予定なのか、また、継続的に長時間の保育となっている場合の啓発とは、具体的にどのような手法や形で行われるつもりなのか、教えて下さい。また、啓発をしても、長時間保育が続く場合、利用制限を設けることも必要になるのではないかと考えますが、そういった場合の利用制限の必要性について、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

まず利用状況の分析につきましては、既存園のものは実施園から令和6年度の詳細な実績等の提供を受けた後、実施致します。また、新規実施園についても、事業開始後に分析していく必要があると考えています。しかしながら、継続的に長時間保育となっている場合においても、その利用状況に至っている理由については、個別性の高いものと考えております。このため、継続的に長時間保育となっている保護者への啓発につきましては、実施事業者から保護者と子どもが向き合う時間、愛着関係の構築の重要性については、丁寧に説明することを基本としますが、ご家庭によっては、例えば、エッセンシャルワーカー等で変則勤務である場合や生計の維持のため必要である場合など、保育標準時間の範囲内での働き方ができない場合も想定されるため、普段から子どもを保育している保育者と保護者の信頼関係のもとで、十分な配慮を行いながら、お話をすることになると考えております。従いまして現状一律に利用制限を設けることは想定しておりません。また、本市としての啓発については、「教育・保育施設等利用のご案内」において、延長保育の利用を積極的に進めるものではなく、園の選択の際の情報提供として示すよう留意するとともに、親子関係形成支援事業をはじめとする子育て支援に係る事業の機会等も含めて、保護者と子どもが向き合う時間、愛着関係の構築の重要性について、周知啓発を行ってまいります。

(質問)

他方、19時以降の延長保育には、別途料金を支払うことで夕食が提供されていると思いますが、どのような内容や量の食事で、いくらで提供されているのでしょうか。延長保育料と同様に、夕食代の金額も実施園で決めることになっているのでしょうか。また、19時以降の延長保育利用者のうち、どれくらいの割合の児童が利用しているのか、夕食の申し込みは事前に必要となっているのでしょうか。さらに、夕食を食べる児童と食べない児童がいるかと思いますが、どのような対応や配慮がなされているのでしょうか。以上、19時以降の延長保育における夕食提供に関して、詳細を教えてください。

<答弁>

延長保育事業の実施にあたり、間食又は給食等の提供は義務付けられてはならず、適宜、提供することとされているため、実施内容については各施設でご判断頂いているところです。現在実施している園では、18時45分頃にご飯・味噌汁・おかず一品を300円で、19時以降の延長保育を利用することも全員に事前申込制で提供されています。なお、これら軽食の提供は、19時までに降園することもと別室に分け、提供されているとのことです。

(質問)

夕食の内容や量、利用料は全て実施園で決めることとなっているようですが、今後、実施園を増やしていく予定をされている中で、市として、ある程度の基準や水準を設ける必要性について、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

現段階では、間食又は給食等の提供について、市としての基準等を設けることは考えておりませんが、現在、実施している園をモデルケースとして、今後実施する園にお伝えし、子どもの成長や生活習慣の形成等を考慮した上で、利用家庭の実情を踏まえた対応を促してまいります。

(意見・要望)

まずは、早急に利用状況の分析をして頂き、情報提供して頂くことを求めています。また、個別に事情があることは一定、理解するものの、こどもまんなかの視点、子どもの最善の利益を最大限、考慮し、利用状況分析の結果、継続的に長時間の保育となっているようなご家庭に対しては、保護者と子どもが向き合う時間、愛着関係の構築の重要性について、実施事業者からも、市からも、適宜適切に啓発に努めて頂くことを要望しておきます。

## 【公立こども園支援事業】

(質問)

公立こども園支援事業について伺います。予算額が前年度より約1100万円増となっております。その理由が、保育士不足解消にボランティアを活用するための謝礼金の計上分とのことです。具体的に、ボランティアとは、どういった方を、どういった形で、どのような業務に、何人くらい活用することを想定されているのか、教えて下さい。

<答弁>

本事業の目的ですが、保育士不足が全国的な課題となっている中で、将来的な市全体での保育人材の確保につなげるため、まず公立こども園においてボランティアを活用していくものです。ボランティア対象は、学生や未就労の保育士・子育て支援員等としており、学生

が夏休みを利用して保育体験することや、長く教育・保育を離れていた方が復職に向けて体験し、保育補助として従事いただくものです。業務としては、公立こども園において制作や玩具の片付け、机や布団の準備、活動中の見守りなどに取り組んで頂くもので、1日あたり最大12人のボランティア活動を想定しています。

#### (質問)

本事業に該当、対象になりそうな方は限られていると思いますが、どのような形や手法、媒体で、本事業の周知や募集案内をする予定なのか、教えて下さい。

#### <答弁>

募集につきましては、窓口での案内をはじめ、広報とよなかや市のホームページとSNSの活用、WEB 広告への掲載、保育士養成課程がある各学校への案内等を行い、応募者が希望する公立こども園で面談を実施することとしています。

#### (意見・要望)

有償、無償問わず、また、ボランティアに限らず、担い手の確保は容易なことではなく、そういった方が、本事業の担い手に該当、対象になりそうか、また、そういった方々がどのような方法や媒体で、情報を入手しているのか、さらには、そういった方々がどのような経緯や流れでバイトやボランティア等をしようと思ったり、活動先を決めたりしているのか、細かな調査や分析をした上で、効果的、効率的な募集方法を模索して頂きたいと要望しておきます。

また、同様のボランティアは、他部局や他の課でも募集をされているかと思えます。デジタル化が進む時代において、市として、一元的に募集案内を発信し、ボランティア等を希望する方がスマホやアプリ等で容易に情報を入手できるシステムや仕組みの構築についても、今後、検討されてはどうかと提案しておきます。

### 【子育て支援サービス利用支援給付】

#### (質問)

子育て支援サービス利用支援給付について伺います。妊婦のための支援給付事業においてマチカネポイントを選択した者及び小学校入学時のマチカネポイント給付を受けた者が、特定の子育て支援サービスを利用した場合に10%のポイント還元を受けられるとのことですが、特定の子育て支援サービスとは、具体的にどのようなサービスが想定されているのか、教えて下さい。

#### <答弁>

10%のポイント還元を行う子育て支援サービスにつきましては、例えば、子どもの習い事の送迎サービスやベビーシッターや家事支援といった訪問型のサービス、さらには子育て向けの宅食サービスなど、多様なサービスを想定しています。

### (質問)

妊娠・出産時に加え、小学校入学時にもマチカネポイント10000ポイントを給付することは、小1の壁の解消に向けた取り組みとのことですが、あらためて、小1の壁とはどのようなものと考えておられるのか、教えて下さい。その上で、本事業が小1の壁の解消につながるとお考えになった理由を教えてください。

### <答弁>

「小1の壁」とは、子どもの小学校入学に伴い、本市においては種々取り組みを進めているものの、一般的には子どもを預けられる時間が短くなることに加え、生活リズムの変化への対応や習い事の送迎負担の増加など、様々な要因が重なり、保護者の仕事と育児の両立が難しくなる課題であると認識しています。各家庭の状況に応じて、多様な選択肢を組み合わされる環境を整備するとともに、ポイント付与によりサービス利用のきっかけを作り、継続利用につなげていくことが、「小1の壁」の解消に寄与し、あわせて子育ての社会化につながると考えました。

### (意見・要望)

習い事の送迎負担の増加をはじめ、仕事と育児の両立が難しくなる課題は、小学校1年生だけでなく、それ以降も続く訳で、経済的支援という目的でのポイント給付であれば、あまり意味が無いように思います。

むしろ、先程、答弁で、ベビーシッターや家事支援、宅食サービスなど具体的な子育て支援サービスの例を挙げて頂きましたが、まだまだ日本では子育て支援サービスの利用は、様々な理由や考え方から一般化されているとは感じず、一部の世帯、特別な家庭が利用するイメージを抱いている方も少なくないのではないかと思いますので、本事業のねらいの一つであるポイント付与によりサービス利用のきっかけを作ることは非常に重要かつ必要と思います。ぜひ、積極的にPRして頂くと共に、まずは気軽に1回利用して頂けるような働きかけをして頂きたいと要望しておきます。また、各家庭の状況に応じて、多様な選択肢を組み合わされる環境整備も本事業のねらいとのことですので、可能な限り、本事業の対象となるサービス内容の開拓、拡充に努めて頂きたいと要望しておきます。

## 【子育て・子育て支援行動計画の推進】

### (質問)

子育て・子育て支援行動計画の推進について伺います。昨年度、第3期の計画が策定されましたが、まずは、第2期の計画の目標達成状況や、課題などの評価を含め、総括をお聞かせ下さい。

### <答弁>

第2期計画における目標達成状況については、子どもの居場所づくりにおいて、7つの圏域ごとと、これを束ねる全市的なネットワーク体制を構築することができ、目標としていた

全小学校区のうち現在31校区に居場所ができていること、また、こどもからの相談件数が計画初年度から約3倍となったほか、ヤングケアラー専用相談窓口や、はぐくみセンター設置などにより、迅速かつ丁寧に、きれめない包括的な支援体制の強化を図り、子どもを地域全体で健やかに育む環境づくりを進めることができました。一方、課題としては、大きく3点ございます。1点目としては、児童虐待相談対応件数や子育てに関する不安感・負担感を抱える保護者が増加していることなどから、より身近な場所での早期支援、関係機関の連携強化が必要です。2点目としては、保護者が子育ての楽しさや意義を感じ、余裕をもってこどもと向き合えるよう、多様なニーズに応える施策の充実にむけて、より社会全体でこどもを育む環境づくりが必要です。最後に3点目としては、こどもの自己肯定感は向上している一方で、将来の夢をもっているこどもや多様な体験機会は減少傾向で、こどもの意見表明機会など社会参画の充実が必要です。

#### (質問)

第2期計画の総括を踏まえ、第3期の計画に新たに盛り込まれた内容や目標があれば、その背景や理由と合わせて教えて下さい。また、これまでの計画と内容等が大きく変更されたり、見直されたりしたものがあれば、その理由と合わせて、教えて下さい。

#### <答弁>

第3期計画では、新たに若者自立支援計画と社会的養育推進計画を包含しました。これは、本計画をこども基本法に基づく市町村こども計画に位置付けることから、国のこども大綱の考え方に沿って、こども施策と若者施策をより一体的に推進することとあわせて、児童相談所設置市として社会的養育の体制整備に向けた考え方や目標等を示す必要があるため、両計画を含めて一体的に策定することとしたものです。そのほか、先ほど答弁した課題に対応するため、これまでの取組みを発展させるものとして、児童相談所とはぐくみセンターを中心とした、包括的なこどもまんなか相談支援体制の実現に向けた取組みや、子育ての社会化を進める「子育てしやすさ No.1」に向けた取組み、また、こどもが意見表明できる機会の充実など、こどもの権利や社会参画が保障される環境づくりに重点的に取り組むこととしております。

#### (質問)

子ども健やか育み条例の周知のための学校向けの出前講座の実施とありますが、対象となる学校や学年、実施予定校数、具体的な講座の内容について、教えて下さい。また、これまでの実施の効果や課題をどのように評価されているのか、教えて下さい。加えて、受講者には、具体的にどういったことを理解、認識して欲しいと期待して、出前講座を実施されているのか、教えて下さい。

#### <答弁>

本事業は、学校からの希望に応じ、小・中学校、義務教育学校のすべての学年の児童

生徒を対象に、条例の内容をお伝えした後、「ひとりひとりのもちあじ」「なぜいじめはいけないのか」「多様な性のあり方」などの具体的なテーマを通して、子どもの権利について理解いただく機会としています。また高校には「ヤングケアラー」についてのテーマをご用意しています。実施予定校は20校程度で、これまで実施した中での効果としては、こども自身が、子どもの権利を身近な事例から理解し、自他を大切にす契機となっています。課題としては、本事業の未活用校や、こどものみならず、保護者や地域の大人にも広げていくことです。受講者には、まずは「子ども自身が権利の主体である」ことを知ってもらい、条例の前文に記載の4つの権利や子どもの育ちに重要なことについて、身近に感じ認識してもらおう契機としたいと考えています。

### (質問)

条例の認知度及び、理解や認識して欲しいと期待していることの理解度や認識度はどれくらいまで向上しているのか、調査や把握をしておられたら、教えて下さい。

### <答弁>

こどもに向けては、具体的な数値は把握しておりませんが、毎年度、市内の小学校及び義務教育学校4年生全員に「子ども健やか育み条例リーフレット」を配布するとともに、条例出前講座でアンケートをとって理解度を確認するなど、啓発に努めています。また、大人に向けては、「とよふぁみ」利用者に今月、アンケートを実施し、その中で、条例を知っているか聞いたところ、回答者281人のうち11%が知っていると回答しました。今後とも、同アプリでの情報発信のほか、とよなか子育て・子育て応援 BOOK「みんなで」や、この度、子ども参画で作成した第3期計画の「子ども版リーフレット」等への条例概要の掲載、出前講座等さまざまな機会を通じ、周知していきたいと考えております。

### (意見・要望)

子ども健やか育み条例出前講座の活用校がある程度、固定化してしまっていると伺っていますし、先程の答弁で、子ども健やか育み条例に対する理解や認識をこどものみならず、保護者や地域の大人にも広げていくことが課題とのことでした。そこで、例えば、小中学生であれば、子どもたちはタブレットを貸与されていますので、出前講座の活用の有無に関わらず、全ての小中学生が、いわゆる E-Learning のような手法や形式で、自宅や学校で、講座の内容を学べるようなアプリやコンテンツを導入してはどうかと提案しておきます。

他方、第2期の子育て・子育て支援行動計画における課題の一つに、「将来の夢をもっているこどもや多様な体験機会が減少傾向であること」を挙げられ、「こどもの意見表明機会など社会参画の充実が必要であり、こどもの権利や社会参画が保障される環境づくりに重点的に取り組む」と答弁されました。そこで、市長に提案、要望なのですが、市長が実施されている、ふれあいトークで、小中学生との対話を実施されてはどうかと思います。これまで、高校生世代までは対話されてきたと思いますが、より低年齢の子どもたちとの対話により、新たな気づきや発見があるかも知れませんが、何より、市長がそういった世代の子どもたちと

対話をすることで、本市がこどもの権利が保障される環境づくりや意見表明機会など社会参画の充実に努めていることのアピールにつながると共に、市民の理解や意識の醸成につながるのでないかと思えます。

## 【社会的養育体制推進事業】

### (質問)

社会的養育体制推進事業について伺います。豊中市社会的養育推進計画に基づき、子どもの最善の利益の実現や安心して成長することができる養育支援体制を構築することですが、あらためて、子どもの最善の利益とは何か、また、その実現のためには、社会や周囲がどのような意識や認識を持つ必要があると考えておられるのか、教えて下さい。また、実際に子どもの最善の利益の実現をどのように進めていこうと考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>

子どもの最善の利益とは、ことばどおり「子どもにとって最もよいこと」であり、子どもの権利条約の4つの原則の一つで、子どもに関することが決められたり、行われたりするときは、「その子どもにとって最も良いことは何か」を第一に考えることとされています。何が最善かは、子どものそれぞれの事情や状況によって、個別に判断されるべきものであり、常に子どもを権利の主体として、子どもが自身に影響を与えることに自由に意見を表明することができるよう支援し、意見・意向を尊重しながら、実現していく必要があります。

### (質問)

措置児童の意見表明支援事業などに係る委託料として623万9千円が計上されていますが、意見表明支援事業とは具体的に、どのような事業なのか、教えて下さい。また、市として、措置児童の意見表明の重要性や必要性に対する市の認識や見解をあわせて教えて下さい。

### <答弁>

意見表明支援事業は、児童相談所が一時保護している子どもや児童養護施設など社会的養護のもとで暮らす子どもを意見表明支援員が定期的に訪問し、信頼関係を築きながら意見や意向を聞き取り、伝えたい人へ一緒に伝達・代弁する事業です。児童相談所や施設などからの独立性と、話をうちあける子どもへの配慮など専門性が求められることから、児童の福祉に関する知識や経験を有する事業者に委託する予定です。一時保護や社会的養護を必要とする子どもの中には、大人に意見を聞いてもらえたという経験が乏しいことで、話をしてはいけない、話をしても仕方がないと思ったり、上手く話せなかったりする人もいます。子ども自身の生活を左右するような重大な決定の際の意見聴取のみならず、施設等における生活の中で子どもが自分の思いを大人に伝えても良い、伝えることで少しでも良くなることもあると感じたり、自分の思いをどう伝えるかを経験したりすることは、こどもの成長のほか、自信や誇りの回復に必要なことです。このため、本事業において、意見表明



支援員はこどもに寄り添い、気持ちを受け止めるところから、コミュニケーションを重ね、信頼関係を築き、こどもが安心して意見や願いを話すことができるよう、取り組みを進めてまいります。

#### (質問)

子どもの最善の利益の実現や安心して成長することができる環境は本事業の対象児童だけでなく、全ての子どもが享受されるべきものですし、意見表明権も全ての子どもが持つ権利です。そういう点では、子どもの最善の利益とはどういったもので、その利益の実現のために、どのような意識や認識を持ち、親や保護者として、また大人として、更には周囲の者として、子どもたちとどのような関わり方をすべきか、何ができるかといったことを多くの市民が学ぶ機会を作り、市民や社会の意識や認識の醸成を図ることが重要かつ必要と考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

子ども健やか育み条例の基本理念においては、「子どもの年齢及び成長に応じ、その思いや意見を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するために必要なことを、子どもと大人が共に考える」とあります。本市の子育ち・子育て支援に関する施策はこの理念の通り推進しておりますが、ご指摘のとおり、この理念について、広く市民に周知していくことは重要だと認識しています。周知啓発としては、「こどものつぶやき展」や「子ども健やか育みフォーラム」等のイベントや会合において、理念・考え方を広く共有する機会を作っております。また、個々のご家庭での子育てについては、親子関係形成支援事業や訪問・面談事業など、様々な機会をとらえ、子どもへのかかわり方、個々の子どもにとって何がよいことなのかについて考える場面を作っております。引き続き、さらに効果的な手法について検討しながら、取り組みを進めてまいります。

#### (意見・要望)

今回、あらためて、子どもの最善の利益とは何か、また、その実現のためには、社会や周囲がどのような意識や認識を持つ必要があるか、確認させて頂きました。ご答弁にあったように、子どもに関することが決められたり、行われたりする時は、「その子どもにとって最も良いことは何か」を第一に考えることが一般的、常態的になるよう、職員向けにも、大人子ども問わず市民向けにも、幅広く学びの機会を様々な形で設けて頂き、社会的理解や認識の醸成に努めて頂きたいと強く要望しておきます。また、同様に、全ての子どもが意見表明権を持っていること、この権利は、子どもが自身に影響を与えることに自由に意見を表明することができる権利であり、子どもが安心して意見や願いを話すことができるように社会や周囲は努めなければならないことについても、社会的理解や認識が市民の間で浸透、醸成されるよう、様々な機会や手法、媒体等を活用して取り組んで頂くことを強く要望しておきます。

## 【病児保育事業】

(質問)

病児保育事業について伺います。南部でも1施設を開設するため、昨年度、公募を行われたものの、応募が無かったとのことですが、その要因をどのように分析されているのか、教えて下さい。

<答弁>

病児保育については、南部地域に1施設を開設するため、令和6年6月と12月に2度の公募を実施しましたが、いずれも事業者の応募がありませんでした。事業実施を検討頂いたものの応募を見送られた2事業者にヒアリングを行ったところ、開設や運営のための補助額が十分でないことや実施場所の確保ができなかったことなどにより応募しなかったと伺っております。

(質問)

昨年度の不調を踏まえ、来年度の公募にあたって、何か工夫や手立てを講じられるのであれば、教えて下さい。

<答弁>

令和7年度におきまして、国通知で示される新たな補助単価や新たな加算項目である感染症対応加算をふまえ、仕様書の内容を検討し、改めて公募を実施することを予定しております。

(質問)

公募から事業者選定、施設整備、開設までの想定スケジュールと、予定されている定員数を教えて下さい。

<答弁>

スケジュールについては、4月中に公募を開始し、6月中に事業者を決定、工事期間を経て、令和7年度中に病児保育事業を開始することを想定しております。また、定員数については、令和6年度と同様「4人以上」とする予定です。

## 【私立認定こども園等整備事業】

(質問)

私立認定こども園等整備事業について伺います。令和11年度までに1048人分の保育定員の拡大を目指し、令和7年度から令和10年度までの継続費合計45億2916万8千円が計上されています。これは、保育所等の増改築や新規整備等を実施するための経費とのことですが、一方で、保育ニーズを適切に見込むため、計画の中間年である令和9年度中に

ニーズ等調査実施等により、必要に応じて整備計画の中間見直しを実施予定とあります。令和9年度中のニーズ等調査の結果で、現時点の目標拡大定員数よりも多くの定員増が必要となった場合、継続費を増額補正して、更なる定員拡大を目指されるのでしょうか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

計画を超える保育定員が必要と判断した場合は、あらためて、中長期的な動向も見据えつつ、効率性や即効性、効果等、さまざまな観点から改めて手法を検討のうえ、必要に応じて、継続費の増額補正についても検討いたします。

(質問)

逆に、現時点の目標拡大定員数よりも需要が減っていた場合、どのような見直しや対応がなされるのか、既に増改築や新規整備等を行った施設への対応などと合わせて、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

地域ごとの需給バランスの詳細分析を経て、計画の下方修正が必要と判断した場合は、計画の実行を見直し、必要に応じて継続費の減額補正をいたします。ただし、待機児童対策等に一定めどが立った場合においても、現状定員弾力化等を行っている状況から、基準条例における経過措置後の人員配置への見直し、乳児等通園支援事業その他多様な保育サービスの充実に向け、引き続きの体制整備は必要になるものと考えております。

## 【ひとり親家庭支援事業】

(質問)

ひとり親家庭支援事業について伺います。養育費確保支援のための補助金235万円が計上されていますが、支援内容の内訳と金額、利用見込み件数を教えて下さい。また、今年度の利用実績を教えて下さい。

<答弁>

公正証書等作成促進補助につきましては、令和7年度予算額80万円で40件の利用を見込んでおります。今年度、令和7年2月末時点での利用実績は利用実績31件です。次に、養育費保証促進補助につきましては、予算額5万円で1件の利用を見込んでおります。今年度の利用実績は0件です。最後に、弁護士費用補助につきましては、予算額150万円で10件の利用を見込んでおります。今年度の利用実績は3件です。

(質問)

本市のひとり親の方の内、養育費が十分に確保できている方の割合を把握していれば、

教えてください。また、確保できていない方の内、どれくらいの割合の方が、本事業の補助金を活用されているのか、さらに、本事業を開始後、養育費を確保できているひとり親の方の数や割合は増加してきているのか、教えてください。

#### <答弁>

令和5年12月に実施した、ひとり親家庭等を対象にしたアンケート調査結果では、ひとり親家庭のうち、養育費を取決めどおりに受け取ることができている割合は32.5%です。養育費を受け取ることができていない方のうち、本事業を活用されている割合につきましては、把握しておりません。ただし、公正証書等の作成は、現在養育費を受けとっている人も含めて、今後の養育費の確実な履行につながるものです。本事業を令和2年度に開始後、養育費を受け取ることができているひとり親家庭の割合につきましては、5年ごとに実施しているひとり親家庭等アンケート調査結果では、令和元年度の21.1%から令和5年度には32.5%に増加しています。

#### (質問)

養育費確保支援事業の利用者数や、実際の養育費確保の実績を高めていくために、どういったことが課題で、どのような取り組みや対策が必要と考えておられるのか、教えてください。また、来年度の本事業の実施に向けて、何か工夫や手立てを考えておられたら、あわせて教えてください。

#### <答弁>

事業の利用者数や実際の養育費確保の実績を高めていくための課題につきましては、父母双方の養育費確保の意識や養育費を支払う側の経済力の問題、事業の周知啓発などが考えられます。これらの課題に対する取り組み、対策につきましては、ひとり親家庭のしおりや市ホームページ等での本事業の周知を図るほか、離婚前相談や市民講座の開催などにより父母への養育費確保の啓発を引き続き行ってまいります。来年度の事業実施にむけての工夫や手立てについては、法定養育費制度の導入など令和8年5月までに施行される民法等改正の動きをみすえ事業の見直しを検討するとともに、今年度も行った大阪弁護士会や大阪公証人会公証役場への事業周知などの取り組みを引き続き進めてまいります。

### 【自立支援給付金事業】

#### (質問)

自立支援給付金事業について伺います。本事業は、自立支援教育訓練給付金と高等職業訓練促進給付金等の支給ですが、予算額が前年度比で約550万円減額となっています。対象人数の減少が要因とのことですが、ひとり親家庭の方が減っているとのことなのでしょうか。また、そもそも、対象者の内、どれくらいの割合の方が、各給付金を利用されているのでしょうか、ここ数年の利用実績の推移と合わせて、教えてください。

<答弁>

自立支援給付金事業の予算減額理由の対象人数の減少につきましては、自立支援教育訓練給付金は、講座修了後に支給することから、講座受講が修了する対象者が減少するものです。また、高等職業訓練促進給付金は、生活の負担軽減の観点から養成機関でのカリキュラム受講期間中に毎月支給するものであり、次年度もカリキュラムが継続する対象者が減少するものです。各給付金の利用割合につきましては、対象者を児童扶養手当受給者と広くとらえますと対象者は約2,300人おり、令和元年度以降の支給実績では、自立支援教育訓練給付金は年間3人から5人で、児童扶養手当受給者に対する利用割合は0.2%、高等職業訓練促進給付金は10人から12人で、児童扶養手当受給者に対する利用割合は0.5%で推移しております。

参考) 国数値 児童扶養手当受給者:817,967人(令和5年3月)

自立支援教育訓練給付金支給件数:2,005件(令和4年度)【利用割合:0.2%】

高等職業訓練促進給付金総支給件数 8,093件(令和4年度)

(質問)

本事業の利用者数や対象者数に対する利用割合について、どのように評価されておられるのでしょうか。利用者数や利用割合を増やす必要性についての見解と合わせて、お聞かせ下さい。

<答弁>

利用者数や対象者に対する利用割合の評価につきましては、児童扶養手当受給者数と比較しますと低い状況で推移しておりますが、本事業において取得した看護師や宅地建物取引士等の資格取得により、就労やスキルアップ、職業選択の幅を広げることなどにつながっております。今後も、より多くの方が当事業を利用していただくことで自立につながるよう、当事業の周知や、相談支援を引き続き進めてまいります。

## 【ひとり親家庭等医療費助成事業】

### 【子ども医療費助成事業】

(質問)

ひとり親家庭等医療費助成事業及び子ども医療費助成事業について伺います。両事業共に、前年度比で予算が増額となっておりますが、その主な要因が、一人当たり医療費の増加によるものとのこと。一人当たり医療費の増加の要因について、どのように分析されているのか、教えて下さい。

<答弁>

一人当たり医療費の増額の要因につきましては、コロナ禍の受診控えがあった令和2年度以降、インフルエンザなどの感染症の流行、診療報酬の増加などにより、一人当たり

受診件数および一人当たり総医療費が増加傾向となっており、今後もその傾向が続くものと見込んでおります。

## (教育委員会)

### 【教育ダッシュボードの構築】

#### (質問)

教育データサイエンス機能の強化について伺います。予算額4090万9千円は、主にダッシュボード機能の追加開発費用やライセンス利用料とのことですが、ダッシュボード機能の開発業者の選定はどのようにして行われたのか教えて下さい。

#### <答弁>

業者選定にあたっては、今年度4月に公募型プロポーザルにより決定し、来年度も引き続き同業者に追加の開発やモデル校の実施をしながら、随時ダッシュボード機能のカスタマイズを行う予定です。

#### (質問)

教育データをデータ化し、ダッシュボード機能を構築することですが、教育データとはどのようなデータ、どの範囲のデータを想定されているのか、教えて下さい。また、子どもたち一人ひとりの状況に応じ、可能な限りきめ細かく、効果的かつ効率的な学習支援を図るためには、大小問わず学校内でのテストや、学力、学習に関する評価や結果はもちろん、学校外での学力、学習に関するテストの結果や評価につながる指標もできる限り、データ化した方が良いと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

教育委員会や学校が保有する子どもの健康データや学習状況など、現在その精査を行いながらダッシュボードの開発を進めています。その中には、AIドリルのデータも想定しており、来年度からは単元テストも機能追加されますので、それらの情報もデータベースに取り込む予定です。今後、学力調査や評価結果、学校外のデータについても、モデル校で検証する中で、学校現場の意見も参考にしながら、研究してまいります。あわせて、子どものアンケートを実施し、保有するデータとクロス分析を行いながら、子どもの学力、生活状況の可視化に取り組んでまいります。

#### (質問)

ダッシュボード機能を構築することで、子どもたち一人ひとりの心のケアの充実も図ることですが、どのようにして心の充実が図られると考えられているのか、詳しく教えて下さい。また、教育データだけでなく、日常生活や家庭や家族の状況、経済状況、人間関係等、子どもたちに関わる様々なデータも可能な限りデータベース化することで、より一層、子どもたち一人ひとりの心のケアの充実が図れるのではないかと考えますが、教育データ以外のデータベース化についての意義や必要性、可能性について、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

心のケアについては、定量と定性の両面からのデータを収集、分析、把握することが必要であり、心の変化により生じる課題等にいたる仮説を考察し収集するデータ項目を検討しているところです。他部局が保有する、家庭や経済状況、人間関係等のデータについては、個人情報保護の観点から、セキュリティ対応について慎重に検討していく必要があることから、今後研究してまいります。

(意見・要望)

子どもたち一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく、効果的かつ効率的な質の高い学習支援を実現していくためにも、学校内でのテストや学力調査の結果や AI ドリルのデータはもちろんのこと、学校外のデータも積極的にデータベースに取り組みと共により、可能な限り、子どもたちの学力、生活状況の可視化を図って頂きたいと要望しておきます。いずれは、学習支援だけでなく、進路指導や高校入試の対策や指導にも活かされることを期待しておきます。また、子どもたち一人ひとりの心のケアについては、収集するデータ項目を検討中とのことですが、よりきめ細かく、効果的な支援の実現に向けて、課題や検討事項はあるかとは思いますが、日常生活や家庭や家族の状況、経済状況、人間関係等、子どもたちに関わる様々なデータも可能な限りデータベース化して頂くことを要望しておきます。

## 【AI 型学習ドリル】

(質問)

教育情報化推進事業について伺います。今年度、全市立学校に AI 型学習ドリルが導入されましたが、導入効果をどのように評価されているのか、教えて下さい。

<答弁>

このたび導入したドリルパークでは、単元と取り組み時間を設定するだけで、AI が一人ひとりに最適な課題をパッケージして配信する。子どもたちのこれまでの学習履歴や取り組み状況を AI が分析して、その子が5分程度で取り組めるオリジナル問題を生成する。などの機能を有しており、一人ひとりのつまずきや課題に応じた学習が可能となること、子どもたちの学びにとっての大きなメリットであると考えています。学校からは、即時採点され、状況に応じてヒントが表示されるので子どもたちが自分のペースで学習を進めることができる。それぞれに合った問題が提示されるため、テスト前の振り返りや苦手箇所の直しを効率的に行うことができる。回収や丸付けの時間が削減できるため、授業の時間をより有効に活用できるようになった。といったお声を聞いております。

(質問)

AI ドリルが、子どもたち一人ひとりのつまずきや課題に応じた問題を提供するなど、より効率的・効果的な学習を可能にすることは一定理解しました。しかし、AI ドリルは、ある程度



学習習慣が定着し、一人で学びを進められる子どもにとっては有効かもしれませんが、学習習慣が定着していなかったり、学習の仕方が十分に培われていない子どもにとっては、使いこなすことが困難で、AIドリルの効果を受けないのではないのでしょうか。また、デジタルで学習するよりも、従来どおり、紙に書いて覚えたり問題を解いたりの方が学びやすいと感じたり、学習の定着度が高まる子どもいるのではないのでしょうか。そのようなAIドリルの長所や短所であったり、子どもたちによって向き不向き(合う合わない)があったりすることについて、教育委員会としての認識と見解をお聞かせ下さい。加えて、単にAIドリルの活用頻度や活用量に着目するだけでなく、教職員や保護者などが適宜、子どもたちの実際の学習状況を把握し、必要に応じて指導や助言、支援をすることが重要かつ不可欠と考えますが、教育委員会の認識と見解をあわせてお聞かせ下さい。

#### <答弁>

ご意見のとおり、子どもたちそれぞれの発達段階や特性等により、一人ひとりに合う学び方は違うため、プリント等の紙教材での学習と、AIドリル等のデジタル教材を活用した学習の利点を生かして、子ども自身が様々な学習方法を体験する中で、それぞれの良さを実感して、自分に合った学習の仕方を身に付けることが大切です。また、子どもたちを、AIドリルに自由に取り組みさせるだけでは、確かな学びにはつながらないため、教員をはじめとした周囲の大人が、子どもたちがどのように学習に取り組んでいるのか把握し、頑張っていることを認めるような声掛けをしたり、上手く学びを進められていない場合には適切に支援したりすることは、これまでどおり重要であると考えています。これらの点については、導入事業者と連携しながら、教員向けの研修の実施や活用事例レポートを使った情報発信などにより、子どもたち一人一人に寄り添った学びのさらなる充実を図ってまいります。

#### (意見・要望)

AIドリルなどのデジタル教材の長所やメリット、効果は理解しましたし、積極的に活用を図って頂くことは否定しませんが、引き続き、AIドリルの性能や機能の充実を図ると共に、その効果検証も継続して行って頂きたいと要望しておきます。また、ご答弁にもありましたが、子どもたちそれぞれの発達段階や特性、好みや感性等によって、一人ひとりに合う学び方が異なること、プリント等の紙教材、いわゆるアナログ媒体やアナログ教材を好む子どももいれば、デジタル教材やデジタル機器を好む子どももいることを十分に理解や認識するとともに、何よりも子どもたち一人ひとりに合った学習スタイルや学習リズム、学習習慣を確立、定着することを最優先、最重要視し、子どもたち一人ひとりに寄り添った学びの充実につなげて頂きたいと強く要望しておきます。

### 【児童生徒一人一台タブレット端末の更新】

#### (質問)

児童生徒一人一台タブレット端末の更新について伺います。令和2年度に導入した児童生徒一人一台タブレット端末の更新を令和7年度、8年度の2年間で計画的に行うとのこと

ですが、令和7年度、令和8年度の更新計画の詳細を教えてください。また、そのような計画で更新を行うことにされた理由と合わせて、教えてください。さらに、更新費用の財源内訳を教えてください。

#### <答弁>

一人一台タブレット端末の更新につきましては、国より補助のための基金が各都道府県へ造成されており、更新費用の財源内訳は、端末1台あたり5.5万円を上限として、購入費用の3分の2が国補助金、3分の1が地方財政措置となっております。

更新計画につきましては、令和7年度に一部学校において先行して3000台を、令和8年度に残りの約33000台の更新を行う予定にしております。児童生徒一人一台端末の導入から来年度で5年となり、他自治体では多くが令和7年度に更新を予定しているところですが、本市においては、導入端末の劣化状況からあと1年の利用に耐えうること、来年度は多数の自治体が更新を予定しており端末等の納入スケジュールに遅れが生じる可能性があることなどから、現行の契約を1年延長し、令和8年度に全体の更新を実施することといたしました。一方で、年々故障台数が増加傾向にあることから、来年度に国補助金を活用しながら先行して3000台の更新を行うことで、回収した旧端末を、令和8年度に全体のリプレースが完了するまでの期間における、各学校での端末故障への対応等のための予備機として活用する計画としております。

#### (質問)

児童生徒一人一台タブレット端末の貸与が開始されてから、数年が経過します。タブレット端末に限らず、デジタル機器やデジタル技術の操作スキルを身に付けたり、活用を図ったりすることの意義や必要性は理解するものの、一方で、児童の年齢や学年によっては、例えば、学校生活そのものに慣れることや、文字や数字を正しく書けるようになることなど、学びや学び方の基本を習得することの方が大切なのではないかと思います。当然、個人差はあるかとは思いますが、多額の税金を投入して、小学1年生や2年生など、低年齢の児童へのタブレット端末の貸与を続けることの意義や必要性をどのように考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

低学年においても、例えば、カメラアプリで写真を撮って、観察や図工の作品などの学びの記録を残したり、端末上でイラスト等の操作をしながら数の処理について学んだり、学びを深めるのに端末の活用が効果的な場面があります。低学年のうちから、学習に使用する各種アプリの操作やキーボード入力を練習したり、自身の端末やアカウント管理などの情報モラルの基礎となる事柄について学んだりすることは、中学年以降で端末を有効に活用して学びを展開する下準備としても非常に重要です。また、これらの学習を通して、端末等のICT機器や、SNS・ゲーム等の利用における注意点などを学ぶとともに、学習における有用性を実感することは、生涯にわたって最新のIT技術をうまく活用しつつ、経験を積むことが大切であると考えています。一方で、発達段階に応じて身に付けるべき力は

多岐にわたるため、義務教育の9年間を見通して当該学年で身に付けるべき力をきちんと整理し、アナログとデジタルのバランスに配慮しながら、そのために効果的な手段や手法を選択し、体系的に子どもたちの資質能力を育成することが重要であり、その点についても学校へ、研修等を通じて伝えているところです。

#### **(意見・要望)**

先程も述べましたが、タブレット端末に限らず、デジタル機器やデジタル技術の操作スキルを身に付けたり、活用を図ったりすることの意義や必要性は理解するものの、小学1年生や2年生など低年齢の児童が優先的に慣れたり、学び習得するスキルなのか疑問があります。児童生徒一人一台タブレット端末の貸与は、国が進めるGIGAスクール構想の一環ではありますが、継続的に事業の効果検証を行って頂き、その検証結果も踏まえながら、各年齢や学年で身に付けるべき力を精査や整理して頂き、より効果的、効率的な学びの手段や手法を追求して頂きたいと要望しておきます。

### **【学びの多様化学校設置準備事業】**

#### **(質問)**

学びの多様化学校設置準備事業について伺います。令和9年度開校予定の学びの多様化学校設置に向けた準備経費が計上されていますが、来年度はどのようなことを実施される予定なのか、教えて下さい。

#### **<答弁>**

学びの多様化学校の設置に向けて、令和7年度は教室の一部修繕及び備品等の購入を予定しております。また、学びの多様化学校について、広く市民に理解と周知を図るため、講演会やワークショップ等を実施してまいります。これらの事業に取り組みつつ、引き続き、学びの多様化学校での特別な教育課程、学校運営の在り方について等の検討を進めてまいります。

#### **(質問)**

開校予定の学びの多様化学校の入学対象となり得る児童や生徒及びそのご家庭に対して、ニーズ調査や意見聴取、アンケート調査の実施は行われたことはあるのでしょうか。これまでに行われていれば、その結果を教えてください。また、行っていない場合、次年度以降、行われる予定はあるのか、教えてください。

#### **<答弁>**

児童生徒や保護者を対象とした学びの多様化学校についてのアンケート調査等につきましては、現時点では実施しておりませんが、青少年交流文化館いぶきの創造活動に登館している児童生徒が、その活動や相談の中で話している現状の学校に対する不安や

希望の声というかたちで、いくつかの意見を聞いております。具体的には、少人数での授業の実施や寄り添ってくれる教職員の存在などを希望する意見があると聞いており、参考にしていきたいと考えております。今後、学びの多様化学校の開校準備をより具体的に進めるにあたり、令和7年度は、学びの多様化学校に関する講演会、ワークショップの他、教職員や保護者、児童生徒等から幅広く意見を聞く機会を設けて、検討を進めてまいります。

#### (質問)

対象児童や生徒及びそのご家庭の意向やニーズを踏まえた上で、新設する学校の環境整備や仕組み、組織体制を構築した方が効果的ではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

転入学する生徒が、安心して学び続けることができるように、児童生徒、保護者からの意見も参考にしうえて、学びの多様化学校での教育課程、学校運営の検討を進めてまいります。

#### (意見・要望)

まだ、開校までに時間はありますが、学びの多様化学校の入学対象となり得る児童生徒及びそのご家庭に対して、様々な機会や媒体を通じて、可能な限り、幅広くニーズ調査や意見聴取をして頂き、今後の開校準備や学校運営に活かして頂きたいと要望しておきます。また、まだまだ、多様化学校に対する認知度は高くなく、明確なイメージや理解が出来ていない方も少なくないと思いますので、認知や理解を高めるための周知活動に尽力頂きたいと要望しておきます。

### 【部活動事業】

#### (質問)

部活動事業について伺います。部活動の地域移行に向けた取り組みを進めることを目的に、部活動指導員の配置や部活動コーディネータの導入を予定されています。部活動指導員は中学校及び義務教育学校全校に各2名が配置されるとのことですが、その人数でどれほど、地域移行が進むと考えておられるのか、また、部活動指導員は、地域移行を進めていくにあたって、最低どれくらい的人员配置が好ましいと考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。また、部活動コーディネータはどれくらいの方を、どのように配置され、こういったことを担って頂くことを考えておられるのか、期待されている効果と合わせて、教えて下さい。

#### <答弁>

学校部活動については、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な

運営や効率的・効果的な活動であることが必要であり、部活動地域移行については、学校部活動の教育的意義や役割を地域クラブ活動においても継承・発展させ、多様な活動ができる環境を整えることが必要とされています。そのため、学校部活動においては、専門的な知識・技能に加え、学校教育に関する十分な理解を有する部活動指導員を学校へ配置し、技術的な指導や学校外での活動への引率等を行うものであります。部活動指導員に関しましては、将来的に地域クラブ活動の主体となっていただくことも想定されることから、現時点での各校の部活動数を勘案すると、各校2名以上の人員が必要ではないかと考えております。部活動地域移行につきましては、令和6年度は部活動コーディネーターを1名配置し、地域スポーツ団体等の運営主体と中学校との連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行っており、地域クラブ活動への移行拡充に向けて、学校と運営団体や実施主体との調整の円滑化や指導者の確保にも効果があると考えております。

#### (質問)

そもそも、部活動の地域移行の最終的な形について、教育委員会はどのように考えておられるのか、詳しく教えて下さい。例えば、部活動の地域移行とは、最終的には、教職員や学校は部活動には全く関わらなくなるということなのでしょうか。また、地域での活動となった場合、活動に要する費用の負担についてや、活動中の保障や責任等の所在について、更に試合や大会への参加手法についてなどは、どのように考えておられるのかなど、現時点での想定を教えてください。あわせて、いつ頃までに部活動の地域移行を達成、実現したいと考え、計画されているのか、詳しく教えてください。

#### <答弁>

令和6年12月に公表された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめでは、「地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの」であり、「そのため、地域クラブ活動と学校との連携が大切」と示されています。

活動に要する費用の負担や大会への参加手法等、詳細につきましては、今後の検討となりますが、教育委員会といたしましては、中学生の運動や文化活動の機会を確保しながら、混乱なく円滑に学校部活動が地域クラブ活動へ移行・展開されるよう慎重に議論を深めてまいりたいと考えております。

将来的に部活動の地域移行が進んだ場合の教職員の関わりにつきましては、様々な形態が考えられますが、例えば、希望する教職員については兼職兼業を認めたくえて、地域クラブ活動に指導者として参加するなどの方法を検討しております。

#### (質問)

部活動の地域移行を進める背景や目的、理由をあらためて、教えてください。その上で確認ですが、部活動の地域移行を進めることで、部活動をしたいと希望する生徒たちの気持ち

蔑ろにされることは無いとの認識で良いのか、見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>

全国的な課題としまして種目の指導経験のない教員が顧問を務めている実態や急速な少子化による生徒数の減少により活動の縮小や休止に至る部活動があるなど部活動の持続可能性という面で厳しさを増している状況があります。そのような状況下にあっても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、全国的に部活動地域移行が進められてきております。生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があり、本市におきましても地域移行の試行実施の本格化とともに部活動指導員の拡充にも取り組んできたところです。当事者である生徒を始め、保護者・市民の理解が不可欠であることから対話を大切にしながら丁寧に進めてまいりたいと考えております。

### (意見・要望)

生徒数の減少により活動の縮小や休止に至る部活動が生じてきていることや、教員が部活動顧問を務めていることによる過度な負担等の課題が生じていることなど、部活動の持続可能性の面で厳しい状況にあることは理解しますし、その課題の解消策として、地域移行を進めていくことも理解します。正直、本市において、部活動を完全に地域クラブ活動に委ねることは容易なことではないと個人的には思っていますが、昨年末に神戸市が発表された部活動の廃止と地域移行は、子どもたちや保護者、地域の方々に少なからず衝撃や驚きを与え、動揺や不安が生じているように感じています。まずは、本市として部活動の今後の方向性や地域移行の形について、どのように考え、どのように進めていくことを想定されているのか、生徒や保護者、地域の方々など、市民の方々にご理解を頂けるように、対話や丁寧な説明を重ねながら、適宜、適切な情報提供や情報共有に努め、取組みを進めて頂くことを強く要望しておきます。その上で、これまで、学校や教職員の善意に頼り、疲弊させてきた課題を、単に地域に回すだけにならないように、また、何か問題が生じた際の責任の所在等が不明確になり、生徒や保護者にとっての安心安全を最優先に検討を進めて頂きたいと要望しておきます。さらに、活動に要する費用の負担や大会への参加手法等、詳細については今後検討されるとのことでしたが、本市の場合、保護者負担費の無償化との兼ね合いでどのような判断や決定がなされるか分かりませんが、くれぐれも、経済的に余裕がない家庭の生徒が部活動をあきらめざるを得ないような状況を生じさせることのないよう、細心の配慮を頂きたいとあわせて要望しておきます。

## 【水泳授業支援事業】

### (質問)

水泳授業支援事業について伺います。本事業は、民間プール施設を活用した水泳指導を委託により実施する事業で、今年度、克明小学校と豊島北小学校で実施されました。まずは、

実施された2校について、効果と課題について、教育委員会の評価を教えてください。また、学校現場への聞き取りなどをされていれば、どのような意見や感想があったのか、教えてください。

<答弁>

例年、市内学校においては、荒天や暑さ指数による水泳授業の中止等が生じておりましたが、今年度、民間事業者による水泳指導委託を実施した2校におきましては、屋内施設での実施により計画通り授業を実施することができました。児童、教職員、保護者を対象としたアンケートでは、「少人数で丁寧な指導を受けることができ、泳力があがった」「快適な水温、プールサイド等の環境で、学習を行うことができた」「次年度も継続してほしい」といった非常に高評価で肯定的な感想や意見が多くみられました。

(質問)

水泳の指導に関しては、両校共に一定好評のように伺っていますが、学校と施設の移動に関して、学年によっては苦慮されるケースもあったように現場からは伺っているのですが、教育委員会の課題認識と、対策を講じることについての見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

学校から施設への移動について、課題を認識した学校につきましては、あらためて、安全に引率を行うための経路や引率方法について、学校と確認を行いました。今後、実施する学校においても、移動を含めた安全な実施について、十分検討してまいります。

(質問)

来年度、新たに桜塚小学校でも実施されるとのことですが、新たに追加で実施される学校が1校のみとなった理由を教えてください。また、実施予定の学校以外の学校における検討状況や今後の実施見込みや実施スケジュールについて、あわせて教えてください。

<答弁>

委託可能な施設を検討した結果、今年度克明小学校が利用した施設が、桜塚小学校においても徒歩での移動可能圏内であったことから、次年度の実施を計画しております。引き続き、実施校における課題と成果を検証しながら、委託可能な施設について検討を続けてまいります。

(質問)

委託可能な施設について検討を続けていくとのことでしたが、現在、市が本事業に適していると考える民間プール施設は市内に何施設あり、そのうち、既に委託している施設を含め、何施設が委託の受け入れを前向きに考えておられるのか、教えてください。

<答弁>

本事業の実施にあたり、市の指定管理施設および市内民間プール6施設にヒアリングを行い、受け入れ可能な児童人数規模や利用日等の諸条件において検討した結果、今年度実施の2施設への委託契約に至りました。市外の民間プール施設の中には、本事業に関心を持ち、受託条件等についての質問を受けているケースもあり、引き続き、市内外の施設への委託を含めて、検討を進めてまいります。

(質問)

市外の民間プール施設に委託する場合、バス等での移動も検討されているのか、教えてください。

<答弁>

バス利用による移動も含めて検討してまいりたいと考えております。

(質問)

上野小学校は、校舎の建て替えが決定しており、数年後にはプールが解体される予定となっていますが、委託先の検討状況を教えてください。

<答弁>

上野小学校の建て替えに伴い、プール授業は外部の民間施設等を活用して実施する予定としておりますが、設計・施工スケジュールの見直しにより、水泳授業の委託先の検討も引き続き進めているところです。(現時点では、令和10年度までは既存のプールを活用し、令和11年度から外部の民間施設等の活用を予定)

(質問)

一方、本事業の導入理由の一つに、老朽化に伴う維持管理経費の増加があったと思いますが、本事業を実施している学校のプールについては、どのような対応や処理がなされているのか、維持管理経費の削減は実現されているのか、教えてください。

<答弁>

令和6年度より実施しております水泳授業支援事業実施校の2校のプール施設の保守等の経費は包括施設管理業務として実施しておりましたが、本事業の実施に伴い対象施設から削除しております。令和7年度に新たに本事業の実施校として1校加わりますことから、2校同様に、包括施設管理業務の対象施設から削除することとしております。

(質問)



本事業の実施校のプール施設は包括施設管理業務の対象施設から削除されることで、保守等の維持管理経費は削減されたことは理解しました。しかし、プール自体は全く使用されることなく存在し続けています。今後、当該プールを解体撤去し、運動場として利用できるようにするなど、土地の利活用等の検討や計画はされているのでしょうか。今後の方針や想定スケジュール等をお聞かせ下さい。

<答弁>

学校のプールの水は防火水槽としての役割を担っていること、解体には莫大な費用を要することから、学校改築の際のタイミングなどを踏まえて検討することとしております。

(意見・要望)

事業者側の意向や都合もあるとは思いますが、本事業の実施校においては、児童、教職員、保護者いずれも非常に高評価で肯定的に受け捉えておられるとのことですので、引き続き、市内市外問わず、可能な限り、民間プール事業者の意向や動向調査と共に、協議、検討を行って頂き、本事業の実施校の拡充にご尽力頂くことを強く要望しておきます。また、本事業の実施校のプール施設については、検討や克服すべき課題があることは理解しますが、現状ではほとんど利用用途がありませんので、運動場として利用できるようにするなど、より効果的な土地の利活用を前向きにご検討頂くことを要望しておきます。

## 【庄内よつば学園スクールバス運行委託業務】

(質問)

庄内よつば学園スクールバス運行委託業務について伺います。よつば学園が令和8年度から開校するに伴い、スクールバスを導入するにあたっての運行委託業務の準備行為を行うため、令和7年度から令和8年度にかけての債務負担が計上されています。まずは、限度額3560万円の内訳を教えてください。

<答弁>

限度額の内訳は、バス事業者によるスクールバスの運行にかかる委託料で、学校稼働日の約200日で1台、学校稼働日に三季休業期間を加えた期間約250日で1台、計2台のマイクロバスで、のべ450日程度の運行を計画しております。

(質問)

スクールバスは一日何台何ルートで、何便、運行される計画となっているのか、利用見込み児童生徒数と合わせて、教えてください。また、スクールバスの乗車対象となる地域や学年等の選定や判断はどのように行われたのか、教えてください。

#### <答弁>

スクールバスは1日2台、庄内西小学校から庄内よつば学園までのルートを朝夕の登下校でのべ8便程度運行する予定で、利用は任意となりますが60人から70人程度の児童が対象となります。本市では通学時間は手段を問わず概ね30分以内を基準としているところですが、庄内よつば学園の開校に伴い、通学時間がこの水準を超えることなどから乗車対象となる地域については、現庄内西小学校区の一部である府道10号線より西側の区域としています。また、学年等の選定につきましては、通学路を指定する1年生から6年生を対象としております。

#### (質問)

スクールバスは朝夕の登下校でのべ8便程度運行予定とのことですが、学校稼働日、三季休業期間それぞれの想定されている運行ダイヤを教えてください。

#### <答弁>

学校稼働日は、登校時は午前7時30分から8時30分まで、下校時は午後2時30分から午後5時までの時間帯で想定しています。また、三季休業期間も同様に午前7時30分から午後5時までの運行を想定しておりますが、校庭開放やプール開放などの事業に合わせ運行ダイヤを柔軟に設定してまいります。いずれにつきましても、詳細は事業者や学校との調整により決定してまいりますため現時点では未定です。

#### (質問)

スクールバスの停留所の場所や箇所数はどのように決定されたのか、教えてください。また、停留所に子どもたちが滞留することの課題や懸念点について、どのように考え、対策を講じられる予定なのか、教えてください。

#### <答弁>

スクールバスの停留所は、対象区域の設定に伴い地域側に1か所、学園側に1か所の計2か所設けるもので、地域側につきましては跡地活用が決まるまでの間となりますが、安全に待機できる場所として閉校後の庄内西小学校の駐車場敷地を予定しています。停留所に子どもたちが一定数以上滞留することが無いよう、便数の確保や乗車時間の調整により、乗車待ちの人数の分散を図る予定です。

#### (意見・要望)

実際にどれくらいの利用があるのか、庄内よつば学園が開校してみないと分からないところもあるかと思いますが、様々な状況や条件を考慮し、事前にシミュレーションを重ねて頂きたいと思います。例えば、恐らく、基本的には、朝の登校時には、地域側から学園側への利用を、反対に下校時には、学園側から地域側への利用だけを想定されているかと思いますが、朝、

忘れ物をしたり、何かの事情で、一旦、登校したものの自宅に帰るために、学園側から地域側へのバスに乗る児童が出てきた場合、または、下校時に、一旦、帰宅した後、放課後等の児童の居場所づくり事業（校庭で遊ぶ）に参加するため、地域側から学園側へのバスに乗る児童が出てくる場合などもあり得るかも知れません。そういったケースやニーズにはどのように対応するのか。また、三季休業期間中の校庭開放やプール開放などに参加する児童で、スクールバスを利用する児童はかなり限られていると思いますし、放課後こどもクラブの利用児童の登下校の時間は、かなりバラツキがあることから、スクールバスでの対応では、非効率かつ費用対効果が非常に低くなる可能性も考えられます。そういった様々なケースも含め、柔軟かつ効率的な対応策をしっかりと講じておいて頂きたいと要望しておきます。開校時には、大きな混乱が生じることなく、スクールバスを利用する児童が安全かつ安心して登下校できるような体制や仕組みが確立されていることを願っています。

## 【校外学習】

### （質問）

校外学習について伺います。昨年の決算審査の際に、「校外学習は1学期の4月下旬から5月頃にかけてと、2学期の9月下旬から11月にかけて実施する学校が多い」とのご答弁がありました。また、「手段は主に電車やバス、徒歩など」とのことでした。そこで伺いますが、来年度は、大阪・関西万博に参加する学校や学年があるかと思いますが、参加される学校は、万博と例年の校外学習の日程調整をどのようにされる予定なのか、把握されておられたら、教えて下さい。さらに、万博に参加する予定の学校や学年においては、来年度の校外学習はいつ頃、実施される予定なのか、把握されている範囲でお答えください。

### <答弁>

万博訪問を実施する学校につきましては、例年の校外学習の一部と置き換えて実施する学校と、例年の校外学習に追加して実施する学校があります。いずれの場合におきましても、各校が年間の学習指導計画や他の学校行事等を総合的に勘案し、万博訪問や他の校外学習の計画・実施を行います。校外学習の時期等については、次年度、各校からの校外学習・遠足の届をもって把握いたします。

### （質問）

参考までに、現時点で、大阪・関西万博への参加を予定されている小中学校は、それぞれ何校で、全体の何割なのか、教えて下さい。また、学年別では、それぞれ何校、全体の何割が参加予定なのか、教えて下さい。

### <答弁>

各校の参加状況につきましては、令和7年度予算要求のために調査いたしました12月時点で、義務教育学校前期課程を含む小学校39校のうち、約97%にあたる38校が参加を予定しております。そのうち1年生から6年生を参加としている学校は、全39校の約15%

にあたる6校、3年生以上の参加は約5%にあたる2校、4年生以上の参加は約74%にあたる29校、5年生以上の参加は約3%にあたる1校となっております。また、義務教育学校後期課程を含む中学校17校では、約82%にあたる14校が参加を予定しております。そのうち全学年を参加としている学校は、全17校の約76%にあたる13校、1・2年生での参加は約6%にあたる1校となっております。

(質問)

参考までに、現時点で、大阪・関西万博への参加を予定されている小中学校の参加時期及び移動手段について、把握されている範囲で、教えてください。

<答弁>

参加時期につきましては各校・学年によって異なりますが、4月から10月の開催期間のうち、5月、6月、9月での訪問を予定している学校が多くあります。主な移動手段としては、貸切バスや子ども列車を含む大阪メトロ等公共交通機関を利用する予定としております。

(質問)

万博開催期間中は、貸切バスの確保が非常に難しくなることが予想されますが、来年度の校外学習は各学校での貸切バスの手配が困難となり、行き先の選定に制約がかかるといったことは考えられないのでしょうか。また、学校現場で貸切バスの手配が困難な場合、教育委員会が手配の協力や支援をすることは考えておられないのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

貸切バスの確保がこれまでと比較して容易ではない状況であるという認識はございます。今後、学校から要望や相談等があれば、円滑に校外学習が計画・実施できるよう、教育委員会で把握している情報については学校と共有してまいります。

(質問)

確認ですが、大阪・関西万博への参加と校外学習の目的やねらいは、同じなのか異なるのか、教えてください。また、異なる場合は、あらためて、それぞれの目的やねらいを簡潔に教えて頂くと共に、違いを分かりやすく教えてください。

<答弁>

これまでからも、各校においては、学校教育目標や各教科等の指導でめざす目標をふまえて、校外学習の行き先や学習内容の検討を行っております。万博参加を校外学習の一つとして行う場合は、平素と異なる環境で見分を広め、自然や文化などに親しむ等の従来からの校外学習のねらいとともに、SDGsや国際理解などについて学習することを

通して、主体的に未来社会について考えることなどの目標を設定することができると考えております。

**(質問)**

万博の参加を、例年行われている校外学習の代替とする学校や学年もあるのか、把握されておられたら、教えて下さい。同様に、万博に参加することで、林間臨海学舎や修学旅行の行き先や宿泊日数等に制約を受けたり、内容を縮小するといったことは生じることはないのか、見解をお聞かせ下さい。

**<答弁>**

万博参加を例年の校外学習の代替とするか、追加して行うかは、各校学年によって異なりますが、参加予定である学年の約30%が代替、約70%が追加としています。林間学舎や修学旅行等の宿泊行事につきましては、前年度やそれ以前から行き先や日程を決定している場合が多く、今回の万博訪問に関わって制約を受ける等の想定はないものと考えております。

**(質問)**

校外学習については、安心・安全に実施できるよう教員による下見などで事前確認し、見守り体制についても必要に応じて人員を追加するなどしているとのことですが、現時点で、大阪・関西万博への参加の意思表示をされている学校や学年であっても、下見による事前確認の上で、最終判断、決定がなされるという認識で良いのか、教えて下さい。言い換えると、現時点で参加の意思表示をされている学校や学年であっても、下見による事前確認後に、参加を見合わせる可能性もあるという認識で良いのでしょうか。

**<答弁>**

府教育庁より、下見後に参加を見合わせることも可能であると聞いております。

**(質問)**

大阪・関西万博への参加を見合わせた学校や学年の生徒や児童やその保護者が万博へ参加を希望した場合、全ての子どもたちに万博に参加する機会の確保を目的に、教育委員会として、何か対応や支援策を講じることは検討されているのか、教えて下さい。例えば、学校での参加であれば、交通費も含めて全て公費で賄われますが、個人での参加であれば、交通費に加えて、同伴者のチケット代や交通費も自己負担になるかと思えます。この点について、教育委員会の認識と見解をお聞かせ下さい。

**<答弁>**

学校教育活動の一環としての府教育庁万博子ども招待事業に関しては、理由の如何に

関わらず不参加の児童生徒のチケットは、当該児童生徒に配布されると聞いております。府教育庁は「次代を担う大阪の子どもたちのため」の事業であるとしており、市教育委員会としても事業趣旨を踏まえておりますので保護者のチケットの確保や交通費の負担をする予定はございません。また、児童生徒にかかる交通費につきましても、これまでの校外学習と同様に、市として負担する予定はございません。

#### (質問)

一方、市民や子どもたちの中には、大阪・関西万博への参加が校外学習の一環と認識している方も少なからずおられるように感じています。実際に、「万博行ったら、工場見学に行けないの?」、「万博行っても、修学旅行がショボくなること無いの」といった声を子どもたちからしばしば聞きます。あらためて、保護者や子どもたちに向けて、万博への参加と校外学習の位置づけや関係性、ねらいや目的などの概要を、コドモンや一人一台タブレットなどを通じて、発信して頂きたいと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

教育委員会としましては、万博訪問や万博を活用した学習にかかわって、引き続き、円滑に学校が教育的意義を明確にしながら、訪問の準備や実施ができるように、府教育庁の資料等を参考に各校に対して助言を行ってまいります。

#### (意見・要望)

各校、各学年において、学校教育目標や各教科等の指導でめざす目標をふまえて、校外学習の行き先や学習内容の検討が行われており、万博参加は、その校外学習の行き先の一つとして検討されていると理解しました。また、あらためて確認もさせていただきましたが、必ず、学年ごとに下見などで事前確認され、安心、安全に実施できることは絶対条件とされ、児童生徒の実態や校外学習のねらいなども含めて、行き先を決定されるということですし、万博に関しても下見後に参加を見合わせることも可能とのことでした。実際に、万博に関しても例年の校外学習と同様に各学年、各学校において検討され、参加の可否を判断されているようですので、その点は、各学校、各学年の判断が最大限、尊重されるべきと考えます。一方で、万博への参加と例年の校外学習、更には宿泊行事との関係性や位置づけが、子どもたちやその保護者の中には理解が出来ず、先ほど述べたように、例年の校外学習や宿泊行事に何らかの影響が生じるのではないかと不安を抱いている方も少なからずおられますので、ぜひ、子どもたちや保護者に向けて、万博への参加と校外学習、更には宿泊行事の位置づけや関係性、ねらいや目的などの概要を、コドモンや一人一台タブレットなどを通じて、発信して頂くことを要望しておきます。また、万博の開催により、人流や交通事情等に影響が生じ、貸し切りバスの手配等で、例年の校外学習や宿泊行事に少なからず影響を及ぼす可能性もあり得るかと思っておりますので、積極的に各学校と情報共有を図ると共に、学校現場や子どもたちに少しでもマイナスの影響が生じないようにご配慮、ご尽力頂くことを要望しておきます。

## 【学校給食での多様性、多文化理解の促進】

### （質問）

学校給食での多様性、多文化理解の促進について伺います。グローバル化や情報技術の発展等に伴い、今日、様々な食文化が混在するようになってきたと思います。また、食生活の多様化、アレルギーの増加や多様化など、社会環境も大きく変化してきています。このような状況の中、学校給食において、例えば、ハラール食やグルテンフリー食、ベジタリアンメニューなど、社会や生活の多様性や、多文化に対する理解の促進を図るための給食の提供の実施や検討はされているのか、教えて下さい。また、そういった給食の提供が食育の観点から、意義のあることではないかと考えますし、来年度は、大阪・関西万博が開催されることから、時期的にも良いのではないかと考えますが、見解を合わせてお聞かせ下さい。

### <答弁>

学校給食の意義や役割について、児童生徒や教職員、保護者や地域住民の理解、関心を高めるための全国学校給食週間の期間に様々な給食の提供を行っています。今年度は1月20日～1月29日の同週間に合わせて、大阪・関西万博が開催されることにちなんで、大阪の郷土料理とスウェーデン料理、カナダ料理を提供しました。それぞれの国の特産品を使用した伝統的な料理を給食で提供することで各国の文化や習慣に興味を持つ機会となることを期待しています。

### （意見・要望）

全国学校給食週間の期間に様々な給食の提供を行っていただけるとのことで、今年度は、大阪・関西万博の開催にちなみ、大阪の郷土料理やスウェーデン料理、カナダ料理が提供されたとのことです。各国の文化や習慣に興味を持つ機会となることを期待しているとのことで、一定、評価したいと思いますが、他国の料理を提供する際に、食べ残しが増えるといった課題がしばしば発生しているように感じています。他国の料理を忠実に再現することも大事かとは思いますが、子どもたちが他国の食文化に興味や関心を抱いたり、魅力を感じるためには、美味しいと感じることが何より重要かと思えます。常日頃から美味しい給食の提供に知恵を絞り、様々な工夫を凝らすなどご尽力頂いているとは思いますが、他国の料理を提供する際にも、ぜひ、子どもたちの舌にあった味付けを追求して頂きたいと要望しておきます。また、質問の中でも述べましたが、他国の食文化に加えて、社会や生活の多様性に対する興味や関心、理解の促進を図るため、ハラール食やグルテンフリー食、ベジタリアンメニューなどの給食の提供も今後、ご検討頂くことを要望しておきます。

## 【放課後こどもクラブ運営】

### （質問）

放課後こどもクラブの運営委託と習い事が出来るクラブ（いわゆる放課後 Select）について伺います。まずは、今年度までに民間委託により運営されているクラブの評価を、委託前後の比較を踏まえて、教えて下さい。また、放課後セレクトに関しては、各クラブでの実施内容と

事業効果、利用者の意見、見えてきた課題等について、教えてください。さらに、放課後 Select の利用者は、クラブ利用者全体のどれくらいの割合だったのか、教えてください。

<答弁>

民間事業者においても、直営でのクラブ運営方針に基づき運営を行っているため、基本的な内容は直営と同様ですが、直営のクラブとの違いとしては、放課後 Select の実施など、民間活力を活用したサービス提供が可能なところです。また、委託のクラブには常勤職員の施設長が配置されているため学校や市との連絡調整が図りやすく、現場で臨機応変に判断がしやすい環境であると感じています。直営の運営においても、委託するクラブに勤務していた指導員を他の直営のクラブに配置することが可能となり、必要な指導員体制の確保や安定的なクラブ運営に繋がっていると考えています。次に、放課後 Select については、放課後こどもクラブ事業の一環として実施するものであり、事業の目的である適切な遊びと生活の場をより充実した形で提供することに繋がるものと考えています。今年度は、全員を対象とした、科学実験、英語、プログラミング、走り方教室など無償のイベント型を実施し、保護者からは、「直営ではできなかった体験ができるようになって良かった。こどもがすごく楽しそうでした」といったお声を頂いています。

(質問)

令和8年度から南桜塚小学校と庄内よつば学園の放課後こどもクラブの運営を委託されることに先立ち、来年度の10月から南桜塚と庄内南・千成小学校放課後こどもクラブでの土曜日開設の運営委託を開始される予定とのことですが、2つのクラブの委託を決定された理由を教えてください。また、他の直営で運営されているクラブについて、今後の運営委託化の計画及び放課後 Select 実施に向けての計画を教えてください。

<答弁>

この2校を選定したのは、南桜塚小学校はクラブ室が同じフロアで隣接していること、庄内よつば学園は学校施設から独立した専用のクラブ室を建設予定であることから、いずれも指導員の配置が行いやすく、複数の民間事業者からの応募が見込めるためです。

今後の委託の方向性については、運営委託は、持続可能な運営体制を確保する一つの手法として取り組んでいくものであり、入会児童数が毎年度増加していることや、1クラスあたりの児童数を令和11年4月におおむね40人とするために段階的に取り組んでいるクラブ室の確保の状況も踏まえ検討していきます。次に、直営クラブでの放課後 Select の実施については、クラブ運営を受託した民間事業者のノウハウを活用し、令和7年度に、一部の直営クラブで試行実施を行いたいと考えています。

(質問)

庄内よつば学園はスクールバスの運行が予定されていますが、放課後こどもクラブの利用児童の下校時間は一律ではないかと思えます。放課後こどもクラブ利用児童の下校時の



スクールバスの利用については、どのような検討がなされているのか、教えてください。

<答弁>

17時までの時間帯については、スクールバスを利用できるように、運行スケジュールを調整していく予定です。

(意見・要望)

放課後子どもクラブの運営を委託することは、イベントや習い事機能の実施など、民間活力を活用したサービス提供が可能になるというメリットがあるとともに、何よりも、これまで最大の課題となっていた人員体制の確保という課題の解消が図れ、安定的なクラブ運営につながる点が極めて大きな効果だと思います。また、試行実施された放課後セレクトについても、子どもたちからも保護者からも好評だったようです。ぜひ、引き続き、積極的に運営委託の拡充及び、放課後セレクト実施クラブの拡充に努めて頂きたいと要望しておきます。また、検討や克服すべき課題もあるかと思いますが直営のクラブも含めて、可能な限り、早急に全てのクラブで放課後セレクトが実施されることを期待しておきます。

## 【放課後子どもクラブの入会要件の緩和と開設時間の延長】

(質問)

放課後子どもクラブの入会要件の緩和について伺います。放課後子どもクラブの入会要件をこども園と同じにして、求職活動中や育休中でも放課後子どもクラブを利用できるようにしていくと伺っていましたが、来年度の入会要件はこども園と同じになっているのでしょうか。また、入会要件の緩和により、どれくらいの入会児童数の増加を見込まれているのか、教えてください。

<答弁>

放課後子どもクラブの入会要件は、令和8年4月に、こども園の入会要件と統一する予定です。今年度も要件の見直しに取り組み、令和7年度から育児休業中の入会を可能としたところです。こども園の入会要件と統一した際の入会児童数は、本市の認定こども園・保育料の見込みを基に、当初の想定より200人程度増加するものと見込んでいます。

(質問)

一部のこども園等の就学前施設では、20時までの延長保育を実施されていますが、放課後子どもクラブにおける開設時間の20時までの延長の検討や来年度以降の実施予定を教えてください。

<答弁>

19時から20時までの特別延長は、クラブ運営を民間委託したクラブで実施することと

しています。

(質問)

開設時間の20時までの延長は、クラブ運営を民間委託したクラブで実施することとしているとのことでしたが、利用料はいくらになるのでしょうか。また、夕食の提供については、どのような内容や量のものが、いくらで提供されるのか、利用の有無は選択制という認識で良いのか。19時以降の利用や夕食の利用は事前の申請が必要となるのか、必要な場合、利用前のいつ頃までに、どのような方法で申請をすることになるのか。以上、20時までの延長保育の実施に関して、詳細を教えてください。また、20時までの延長利用のニーズ調査を行っていただけたら、その結果を教えてください。あわせて、来年度の利用者数の見込みについても教えてください。

<答弁>

特別延長と夕食提供は、いずれも保護者の希望に応じてオプションで提供するものですが、申込状況に応じて必要な指導員体制を整えることから、メール等で事前に申し込みを行って頂く予定です。特別延長の料金が19時から20時までの1時間で約2000円、夕食提供は、小学生向けのメニュー・分量のお弁当をデリバリー方式で実施する予定で、事業者によって料金は異なりますが、1食あたり約1000円となる見込みです。

次に、ニーズ調査については、第3期豊中市子育て・子育て支援行動計画の策定時のニーズ等調査において、利用希望終了時間を設問項目に設けたところ、回答割合は19時以降の利用希望が約11%、そのうち夕食提供の利用希望が50%でした。来年度の利用児童数の見込みについては、このニーズ等調査のほか、19時までの延長利用申込者数をもとに、1クラブあたり月に数人程度(2~3名程度/クラブ)を見込んでいます。

(全体約5300人の利用申込、うち17時~19時の利用申込約1500人、委託クラブ(7校/38校) この割合から、約2~3人/校の利用を見込む)

(質問)

市長は、施政方針説明の中で、「保護者が子どもと向き合う時間を増やす施策を展開していく」と述べられましたが、放課後こどもクラブの開設時間を20時までに延長することは、保護者が子どもと向き合う時間を増やすことになるとお考えなのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

特別延長は、保護者の就労時間において児童が自宅で一人になる状況を避け、安心・安全な環境を提供することを目的としています。このサービスを通して、保護者が子育てをする中での負担感の軽減が図られ、保護者がゆとりをもって、児童と向き合って頂きたいと考えています。

### (意見・要望)

ご答弁では、特別延長は、児童が自宅で一人になる状況を避けること、保護者の子育ての負担感の軽減といった目的や効果はあるようですが、保護者が子どもと向き合う時間が増える理由や根拠は示されませんでしたし、実際に、このサービスによって保護者が子どもと向き合う時間が増えることは無いと思います。

むしろ、例えば、本サービスの利用児童の利用頻度や帰宅時間など利用状況の分析、加えて、当該児童の朝7時からの見守り事業の利用有無などの状況調査をするなどして、延長サービスをすることによって、保護者の子どもと向き合う時間が減ることにつながっていないか、調査や検証をして頂くことを要望しておきます。その上で、継続的に、学校滞在時間が長時間となっている児童の保護者や家庭に対しては、保護者が子どもと向き合う時間の重要性について、指導や啓発をして頂くことを要望しておきます。あわせて、市として企業や雇用主に対して、保護者が子どもと向き合う時間の重要性に関する理解や認識が促進されるよう、さらに、保護者にそういった時間を確保しやすくするような制度や仕組みを構築するよう、積極的に働きかけを行って頂くことを強く要望しておきます。

## 【豊中市生徒指導検証会議】

### (質問)

豊中市生徒指導検証会議について伺います。新規事業として予算計上がなされていますが、まずは、設置に至った背景や経緯、理由を教えてください。あわせて、予算額720万9千円の内訳を教えてください。

### <答弁>

学校において、教職員は子どもたちの育ちを支え、育てていくために生徒指導を行っておりますが、残念ながら児童生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰などの不適切な指導等が起っています。このような人権侵害事案はあってはならないことであることから、不適切な指導等の未然防止及び再発防止を図る仕組みとして、「豊中市生徒指導検証会議」を設置するものです。予算額の内訳としては、会計年度任用職員2人の人件費分として581万9千円、専門家への謝礼が122万3千円、事務机や電話代などで16万7千円となっています。

### (質問)

この会議は、児童生徒への指導等に関して、相談受付を拡充すると共に、客観的・専門的な観点から第三者の意見を取り入れる仕組みを構築することで、不適切な指導等の未然防止及び再発防止を図ることを目的に設置されるとのことですが。児童生徒への指導等に関する相談は、誰から、どのような形やツールで寄せられることを想定しているのか、教えてください。また、相談件数はどれくらい想定されているのか、教えてください。

### <答弁>

相談は、既存の「とよなかっ子ライン」や「とよなっ子ダイヤル」での児童生徒からの相談に加え、新たに電話や電子申込システムにより教職員からの相談を受け付けることを想定しております。相談件数については、とよなかっ子ラインなどの相談件数や教育委員会での受付件数を参考に、年間130件程度を見込んでおります。

#### (質問)

客観的・専門的な観点から第三者の意見を取り入れる仕組みを構築されるとのことですが、具体的にどのような方の意見を取り入れる予定なのか、教えて下さい。

#### <答弁>

子どもの人権に精通した弁護士や教師、教育に関する分野の学識経験者を想定しております。

#### (質問)

この会議は不適切な指導等の未然防止や再発防止を図る目的で設置されることですが、不適切な指導等とは具体的にどのような指導なのか、教えて下さい。また、該当する指導は、どのくらいの件数、発生しているのか、さらに再発率はどのくらいなのか、ここ数年の件数の推移と合わせて教えて下さい。また、本事業の実施により、不適切な指導等の発生や再発がどの程度、未然防止や抑制できると見込まれているのか、教えて下さい。

#### <答弁>

不適切な指導等とは、児童生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰、セクシュアルハラスメントなどを指しています。該当する行為によって懲戒処分した件数となりますが、令和4年度で4件、5年度で7件、今年度は2月末時点で6件です。なお、この間、処分を2回以上受けた者は3人です。生徒指導検証会議では、第三者の意見を取り入れるなかで、不適切な指導等の未然防止や再発防止に向けた取組みの検証を行うとともに、不適切な指導等を行った教職員に対する指導について、学校に対して総合的に支援していくこととしています。教育委員会事務局と学校が連携して取り組んでいくことで、不適切な指導等による教職員の懲戒処分をなくしていきたいと考えています。

#### (意見・要望)

毎年、不適切な指導等による懲戒処分が5件前後あること、更には繰り返し懲戒処分を受けた者もいることは、非常に残念です。本事業は、本市のオリジナルと伺っていますが、ご答弁にあった通り、不適切な指導等による教職員の懲戒処分が抑制、撲滅されることを期待しつつ、状況を注視していきたいと思っております。また、不適切な指導等が生じやすい条件や状況であったり、不適切な指導等をする者の傾向などをデータベース化し、詳細把握や分析することで、不適切な指導等の未然防止や再発防止につなげることを検討することを提案し

ておきます。

## 【午前7時からの小学校見守り事業】

### （質問）

午前7時からの小学校見守り事業について伺います。まずは、来年度の利用見込み児童数を教えて下さい。加えて、現時点での来年度の利用申込児童数を教えて下さい。また、今年度の利用児童の内、次年度の継続申込率はどれくらいなのか教えて下さい。

### <答弁>

令和7年度の事前登録は2月1日から受け付けており、3月3日時点の利用申込児童数は293名です。具体的な利用見込を予測することは困難ですが、その半数以上が週2回以上の利用を希望されており、今年度以上の利用は見込めるものと考えています。今年度と次年度で一人ひとり、名簿を照らし合わせての継続申込率は計算しておりませんが、293名のうち165名が新たな入学予定者で、残り128人が継続利用者となっています。

### （質問）

来年度からは三季休業中も拡大して実施される予定ですが、今年の春休みからの利用見込児童数を教えて下さい。また、現時点での、今年の春休みからの利用申込児童数を教えて下さい。

### <答弁>

令和7年度の事前登録者293名のうち254名が放課後こどもクラブに入会されていることから、一定の児童が4月1日から利用されるものと考えております。

### （質問）

あらためて、確認ですが、来年度、4月1日の開設からおおよそ2か月程度経過した時点で、利用実態が無いもしくは、ほとんどない学校については、一時休止するという認識でよいのか、教えて下さい。また、12月定例会の委員会審議の際に、一時休止を決定する明確な基準を示していく必要があると答弁されていましたが、明確な基準は設定されたのでしょうか。また、いつ示されるのか、あわせて教えて下さい。

### <答弁>

一時休止の必要性の有無については、令和7年度事業開始以降、おおむね2か月を経過した時点で判断してまいります。ご質問の判断基準等については、事業開始以降、1か月の利用実態も踏まえたうえで、5月末までに設けてまいります。

## **(意見・要望)**

一時休止を決定する判断基準についてですが、ご答弁にあったように、「事業開始以降の利用実態を踏まえたうえで」設定する場合、利用実態がほとんどない学校でも、一時休止の延期や見合わせを行う(行える)ような、可能な限り一時休止を回避する基準が設定されることが懸念されます。そもそも、利用実態は今年度の状況からある程度把握できると思います。例えば、年間を通じて、1日平均の実利用者数が1人に満たない学校が、39校中半数近くありますが、そのラインを一時休止とされるなど、判断基準の設定は可能と考えます。本来、利用児童が少なかったり、いない方がよい事業でもあることから、本事業開始に際しての当初のご答弁通り、早急に利用実態がほとんどないと判断する基準を設けると共に、利用実態が無いもしくは、ほとんどない学校については、厳格かつ着実に一時休止することを求めています。

## **【保護者負担費徴収管理（訴訟費）】**

### **(質問)**

保護者負担費徴収管理(訴訟費)について伺います。令和6年度に学校長から譲り受けた保護者負担費(学校徴収金)債権の高額滞納者について、資力があるにも関わらず納付が無い場合に訴訟等を行うための費用を計上されたとのこと。まずは、令和6年度に学校長から譲り受けた保護者負担費債権の総額と滞納者の総数を教えて下さい。また、高額滞納者とは、いくら以上の滞納者のことを言うのか、その人数とあわせて教えて下さい。

### **<答弁>**

債権総額は76万2350円で、滞納者数は37件(世帯)です。本債権においては10万円以上を高額滞納と整理しており、うち2件が該当いたします。(債権は、小中学校合わせて9校分)

### **(質問)**

高額滞納者の内、資力があるにも関わらず納付がない方は、どれくらいおられるのか、該当者の滞納総額とあわせて教えて下さい。また、訴訟により、債権は全て回収可能と考えておられるのか、過年度の実績状況とあわせて、教えて下さい。

### **<答弁>**

現在、豊中市納付推進センターによる納付勧奨及び文書催告を行っているところですが、連絡の取れた滞納者とは納付約束ができています。一方で、全く接触ができない滞納者については、私債権であることから金融機関等への調査ができず、資力の有無について判断が難しい状況でございます。本債権の債権管理は、本市にとって初めての事例であることから過年度の実績はございませんが、訴訟手続きを進めた場合、債権回収または債権放棄いずれかへの決着を図ることができるため、滞納整理という観点において効果があるものと考えております。

### (質問)

一方、高額滞納者であっても、資力がなければ訴訟等を行われなかったということなのでしょうか。言い換えると、資力がなければ、何の対応や措置も講じられないということなのか、実際に、そういった方々の債権は、どのように処理されているのか、あわせて教えてください。

### <答弁>

先程お答えした通り、本債権は私債権であることから金融機関等への調査ができず、滞納者本人からの聞き取り等だけでは資力の有無の判断が難しいところではありますが、例えば、生活保護受給者である等明らかに困窮していると判断できる場合は、豊中市債権の管理に関する条例の規定に基づき、債権放棄を行うことも含めて、適切に処理を進めてまいります。

### (意見・要望)

ご答弁の内容から、債権の回収はあまり期待できず、一方で、このまま債権としていつまでも維持し続けても意味が無いように思いますので、ある程度、期限を決めて、訴訟に踏み切り、滞納整理を進めるべきではないかと意見しておきます。

## 【奨学金事務（訴訟費）】

### (質問)

奨学金事務（訴訟費）について伺います。豊中市奨学費債権の高額滞納者について、資力があるにも関わらず納付が無い場合に訴訟等を行うための費用を計上されたとのことですが、まずは、豊中市奨学費債権の総額と滞納者の総数を教えてください。また、高額滞納者とは、いくら以上の滞納者のことを言うのか、その人数とあわせて教えてください。

### <答弁>

奨学費債権は、令和7年3月1日時点で、689件1億7625万4594円でございます。これらのうち、納付期限を経過した債権は372件7837万9394円でございます。本債権におきましては、現時点で60万円以上を高額滞納かつ早期着手対象と整理しており、滞納債権のうち36件が該当します。

### (質問)

高額滞納者の内、資力があるにも関わらず納付がない方は、どれくらいおられるのか、該当者の滞納総額とあわせて教えてください。また、訴訟により、債権は全て回収可能と考えておられるのか、過年度の実績状況とあわせて、教えてください。

### <答弁>

現在、豊中市納付推進センターによる納付勧奨や文書催告を行っているところであり、

連絡の取れた滞納者からは、必要に応じて状況の聞き取りを行っております。一方で、全く接触ができない滞納者については、私債権であることから金融機関等への調査ができず、資力の有無について判断が難しい状況でございます。本債権の債権管理は、本市にとって初めての事例であることから過年度の実績はございませんが、訴訟手続きを進めた場合、債権回収または債権放棄いずれかへの決着を図ることができるため、滞納整理という観点において効果があるものと考えております。

#### (質問)

保護者負担費についても、奨学費についても、滞納される前に、もしくは、滞納額が高額になる前に、対策や対応を講じる必要があると思っておりますが、見解をお聞かせ下さい。また、何らかの対策や対応を講じておられたら、具体的に教えて下さい。

#### <答弁>

ご指摘の通り、債権管理におきましては、早い段階から滞納整理を実施していくことが肝要であると認識しております。現在、実施している納付勧奨や文書催告に加えて訴訟による対応の実績を積み上げ、実際の回収状況や費用対効果を踏まえて、より効果的な対策を検討して参りたいと考えております。

#### (意見・要望)

そもそも、低所得世帯向けの貸付事業で、連帯保証人も奨学費を受ける子どもの保護者ということで、制度の仕組み上、一定割合、滞納に陥ったり、債権回収が困難になることは容易に想像がつくと思っております。本来は、貸付よりも給付の方が良いように感じますが、給付とする場合、財政面から、現在の貸付額と比較するとわずかな額の給付となってしまうことから、あまり現実的ではないかと思っております。一方で、高校授業料の無償化が実施されたり、大阪府や民間の奨学金制度が充実してきたりと、状況や環境に変化が出てきており、本制度を廃止や見直しをする自治体が出てきていると伺っています。本市も、対象者や対象世帯の実情や実態の把握に努めて頂くと共に、本制度を廃止された他自治体の状況を調査するなどしながら、本制度の廃止や見直しも念頭に、本制度の今後のあり方を検討して頂きたいと要望しておきます。

### 【教職員の人事等事務】

#### (質問)

教職員の人事等事務について伺います。今年度と比較して、来年度は6850万8千円の増額予算となっておりますが、その内訳を詳しく教えて下さい。

#### <答弁>

教職員の人事等事務が予算増となる要因につきましては、理科技術助手や技術家庭科



助手などの会計年度任用の事務職員にかかる報酬改定にともなう予算増として約940万円となります。次に、教員業務支援員の勤務時間1日5時間を1日7時間に勤務変更すること、及び報酬改定による予算増として、約5千6百万円となります。

(質問)

教員業務支援員の勤務時間の延長や学校現場の業務の見直しにより、平均在校等時間(時間外勤務の時間数)の削減を行うとのことですが、ここ数年の小学校及び中学校の教職員の平均在校等時間の推移を教えてください。また、参考までに小学校及び中学校で最も在校等時間の長い教職員は、どれくらいの在校等時間となっているのか、それぞれ教えてください。さらに、在校等時間が長い教職員にみられる傾向や特徴があれば、あわせて、教えてください。

<答弁>

本市小学校教職員の時間外在校等時間の月平均および当該年度でもっとも多い時間外在校等時間を順次お伝えしますと、令和4年度は月平均が31時間15分、最長月平均時間としては、90時間38分、令和5年度月平均が29時間17分、最長月平均時間は、81時間3分、令和6年度は集計途中ではありますが、月平均29時間8分、最長月平均90時間24分でありました。

次に本市中学校教職員について、お伝えします。令和4年度は月平均が44時間7分、最長月平均時間としては、138時間50分、令和5年度月平均が42時間18分、最長月平均時間は、139時間15分、令和6年度は集計途中ではありますが、月平均38時間34分、最長月平均114時間21分でありました。在校等時間が長い教職員の傾向ですが、小学校においては生活指導や学年主任などの担当が多くなる傾向にございます。中学校におきましては、生徒指導や部活動によるものと認識しております。

(質問)

次年度の取り組みにより、どれくらいの平均在校等時間の削減につながると見込んでおられるのでしょうか。小学校及び中学校の教職員の平均在校等時間をどれくらいまで削減したいと考えているのか、教育委員会が掲げる目標値と合わせて、教えてください。

<答弁>

昨年12月に財務省と文部科学省の「教師を取り巻く環境整備に関する合意」がなされましたが、その中で令和11年度までに平均の時間外在校等時間を月30時間程度に縮減する目標が掲げられております。本市におきまして小学校教職員につきましては、既に目標に到達しておりますが、今後につきましては、時間外在校等時間が長い教員を減少させていくことを目標としていきたいと考えております。中学校におきましては平均の時間外在校等時間を月30時間程度に縮減するために、順次業務の洗い出しや簡素化につながる取り組みを推進していく中、目標を実現していきたいと考えております。

### (質問)

小学校教職員については、国の目標には達しているものの、時間外在校時間が長い教員を減少させていくことを目的としていきたいとのことでした。また、中学校においては、目標達成に向けて、業務の洗い出しや簡素化につながる取り組みを推進していくとのことでした。先程の答弁で、在校等時間が長い教職員の傾向として、小中学校共に生徒指導の担当が多くなる傾向があるとのことですが、その要因をどのように把握、分析されているか、教えてください。加えて、簡素化につながる取り組みで考えておられることがあれば、教えてください。あわせて、教員業務支援員が生徒指導担当教職員の業務負担の軽減につながられることがあるのか、あれば、どういったことがあるのか、教えてください。同様に、小学校における学年主任担当教職員の在校等時間が長くなる傾向にある要因をどのように把握、分析され、簡素化につながる取り組みは何か考えておられるのか、教えてください。また、教員業務支援員によって簡素化や業務負担の軽減が図れることがあるのか、あれば教えてください。

### <答弁>

生徒指導については、時間外、特に放課後の保護者対応が多くなります。生徒指導の担当者は業務量が他の教員と比較して多いこともありますが、時間外在校等時間が長くなる要因は保護者との連絡対応のためと認識しております。特に、中学校においては、部活動が時間外にかけて行われている実態があり、おおむね生徒の帰宅が確認できる時間帯までは、校内で教材研究や評価等の業務を遂行しながら待機している実態があります。こうした状況から、保護者との連絡ツール(コドモン)の活用拡大を図り、教員業務支援員による連絡事項の代理配信を行うことなどを検討しているところです。次に、小学校の学年主任の時間外在校等時間が長い状況につきまして、小学校の学年主任は学級担任を務めていることから、学年経営にかかる業務を担当しながら学級経営、学年職員の指導を兼ねて行っていることが多い状況にあります。時間外在校等時間が長い、生徒指導の担当や学年主任の専従として教員業務支援員を配置する時間を確保し、当該教員や当該学年の電話対応、教材の印刷、配付物の仕分けや配付などを教員業務支援員が今より多く担うことで、業務負担軽減を図っていきたいと考えております。

### (質問)

同様に、中学校における部活動が在校等時間を長くしていることについては、現状をどのように把握、分析されているのか、教えてください。また、何か、在校等時間を減らしていく方策を考えておられたら、教えてください。あわせて、教員業務支援員によって簡素化や業務負担の軽減が図れることがあるのか、あれば教えてください。

### <答弁>

現実的に部活動を行うためには、安全配慮義務の観点から活動場所での監督が求められます。土日の部活動については、生徒の登下校の安全も管理する必要があるため、部活動の活動時間の前後の時間も一定時間在校する必要があります。部活動自体の業務負担の軽減には部活動指導員の配置により、対応していきたい。

### (意見・要望)

教員業務支援員の配置によって、徐々に教職員の方々の平均時間外在校等時間は縮減されており、小学校では、月30時間程度とする目標にも到達されているようです。しかし、時間外在校等時間が、目標値の3倍を超える教職員がいたり、中学校においては、まだまだ目標値を大幅に超えていますし、中には、月平均100時間を優に超えている教職員もおられるようで、引き続き、その細かな要因分析と共に、直接的かつ具体的、効果的な対応策を積極的に講じて頂き、教職員のワークライフバランスの維持向上、働き方改革の推進にご尽力頂くことを強く要望しておきます。

## 【学校管理職支援事業】

### (質問)

学校管理職支援事業について伺います。これは、教頭・副校長の業務を補助する要員(マネジメント支援員)を配置し、教頭・副校長の業務削減を行うものです。まずは、ここ数年の教頭・副校長の平均在校等時間の推移を教えてください。また、参考までに小学校及び中学校で最も在校等時間の長い教頭・副校長は、どれくらいの在校等時間となっているのか、それぞれ教えてください。

### <答弁>

本市小学校の教頭および義務教育学校副校長の平均の時間外在校等時間の月平均および当該年度でもっとも多いものの平均時間を順次お伝えしますと、令和4年度は月平均が62時間46分、最長月平均時間としては、93時間36分、令和5年度月平均が59時間46分、最長月平均時間は、99時間38分、令和6年度は集計途中ではありますが、月平均55時間20分、最長月平均93時間19分であり、それぞれ減少に転じております。

次に本市中学校の教頭についてお伝えします。令和4年度は月平均が58時間34分、最長月平均時間としては、97時間39分、令和5年度月平均が59時間20分、最長月平均時間は、93時間48分、令和6年度は集計途中ではありますが、月平均50時間35分、最長月平均72時間20分であり、それぞれ減少に転じております。

### (質問)

昨年度、マネジメント支援員を配置された2校の教頭の時間外在校等時間は一昨年度と比較して、どれくらい削減されたのか、教えてください。

### <答弁>

一昨年度と比較し、昨年度マネジメント支援員を配置した2校の教頭の時間外在校等時間につきましては、1校が10時間37分、もう1校が12時間10分増加しております。教員の欠員状況への対応が続いたこと、学校施設の老朽化による修繕立ち合いが頻繁にあったこと、あるいは教頭の人事異動で時間外在校等時間が一時的に増えたものと捉えております。

### (質問)

様々な理由があったにせよ、昨年度、マネジメント支援員を配置された学校の教頭の時間外在校等時間が共に増加したことに対し、どのような受け止めをされているのか、教えて下さい。また、このことを踏まえて、来年度は、どのような対応や取り組みを考えておられるのか、教えて下さい。

### <答弁>

マネジメント支援員を配置している学校の教頭の時間外在校等時間が増えたことは、小学校内の役割分担・業務分担がまだ進んでいないことによるものと考えております。現状、小学校においては、教頭に業務が集中していることから、首席、指導教諭などミドルリーダー職の役割の浸透を進め、またマネジメント支援員の業務範囲を拡大することなどをマネジメント支援員配置校の教頭から直接意見も聞きながら、教頭職の負担軽減に取り組んでいきたい。

### (質問)

本事業のねらいの一つに、教頭職の待遇を改善し、教頭職を目指す人員の確保が挙げられています。マネジメント支援員の配置による教頭・副校長の業務削減も良いとは思いますが、教頭・副校長の給与の増額に予算をつけることも、教頭職を目指す人員の確保のつながるのではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

そもそも、教職員の平均の時間外在校等時間と比較しても、教頭の平均の時間外在校等時間はかなり多く、今後、教頭のなり手不足が深刻化することを懸念しますが、教頭のなり手不足を引き起こさないため、また、現在及び将来の教頭先生のモチベーションを維持、向上させるために、教育委員会として、何か対応策を検討されていれば、教えて下さい。

### <答弁>

市におきまして、府費負担教職員の給与を決定することはできませんが、教頭・副校長の給与の増額につきましては、国が行う教職調整手当の見直しの中、学校管理職の給与の見直しも進むものと考えております。引続き、教頭職が、教職員にとってやりがいある魅力的な職階になるよう、取り組みを続けて行きたいと考えております。教頭職人材の確保策としましては、次年度マネジメント支援員の増員とともに、教頭本人が希望すれば、在外教育施設(海外の日本人学校)での勤務希望を優先的に推薦することや教員として子どもの成長を直接見守る担任業務の希望を踏まえた人事異動など教頭職の次のキャリアは校長だけでなく仕組みを構築したところです。

### (意見・要望)

先程の教職員と同様もしくはそれ以上に、教頭、副校長の時間外在校等時間は深刻な問題かと思えます。月平均は、教職員の目標値のほぼ倍のおよそ60時間に上っていますし、長い方だと100時間近くになっています。さらに、マネジメント支援員を配置された学校の

教頭の時間外在校等時間が増加するなど、講じた対策も効果があまり出ていないようです。このような状況が続くと、今後、教頭のなり手不足が深刻化する可能性を懸念しますし、そもそも、本事業のねらいの一つに、教頭職の待遇を改善し、教頭職を目指す人員の確保が挙げられていることから、あらためて、教頭の時間外在校等時間が長時間に及ぶ詳細な要因分析と共に、実際に教頭が行っている事務や業務の見直し、効率化や簡略化を積極的に進めて頂きたいと強く要望しておきます。あわせて、ご答弁で、教頭職人材の確保策として、教頭の勤務希望の優先的配慮や、業務の希望を踏まえた人事異動等の仕組みを構築されたとのことですが、教職員や指導主事の方々の意向や考え、ニーズ等も踏まえながら、教頭職が、教職員の方々にとってやりがいある魅力的な職階になるよう、引き続き、様々な手立てや対策を講じて頂くことを要望しておきます。

## 【(仮称) 中央図書館】

### (質問)

(仮称)中央図書館について伺います。まずは、あらためて、(仮称)中央図書館の整備に至った背景及び経緯、理由、ねらいや目的を教えてください。

### <答弁>

岡町図書館の老朽化に伴い、将来にわたり持続可能であり、かつ新たな図書館サービスも提供できるネットワーク体制を構築するため、その核となる(仮称)中央図書館を整備することとしたものです。

### (質問)

令和3年2月に(仮称)中央図書館基本構想が策定され、令和3年度から基本構想に基づき、(仮称)中央図書館の候補地の選定が行われてきたと思いますが、あらためて、候補地が3か所となった経緯や理由及び、第一優先候補地が選定されるまでの過程や選定理由を時系列で詳しく教えてください。また、豊島公園だけは、市有地であり、事業者や外部からの応募や提案ではなかったと思いますが、豊島公園を候補地とされた理由も、あらためて教えてください。

### <答弁>

(仮称)中央図書館基本構想では、(仮称)中央図書館を阪急電鉄宝塚線の豊中駅から曾根駅までの駅周辺エリアに、5000㎡程度の面積で、令和10年度・11年度に開設する方向性を示しました。令和4年度にこの条件のもと、民有地の募集も行い、公有地として豊島公園、民有地として曾根駅周辺と岡町駅周辺の2件を候補地として選定し、図書館みらいプランで公表しました。市有地については、上記3駅から徒歩圏内(800メートル以内)の候補地13か所を必要面積や転用の可否、開設時期等の観点から比較しましたが、豊島公園以外には適した場所がありませんでした。その後、令和5年度に庁内の選定委員会及び政策会議を経て、曾根駅前の民有地を第一優先候補地に選定しました。理由として

は、駅やバス停からのアクセス性、中央公民館や文化芸術センターとの連携による地域の賑わいづくりが挙げられます。

**(質問)**

第一優先候補地の選定にあたっては、「アクセス性」、「利便性」、「周辺・立地環境」、「財政負担」、「中心性」、「スケジュール」、「市の施策・計画等との整合性」、「公共事業の継続性」、「周辺地域への影響等」、「建築計画」の10項目の評価項目を定め、評価、選定を進められたと思いますが、3候補地がそれぞれ、何点満点中何点だったのか、あらためて、教えて下さい。また、特に違いや差が生じた項目やその内容について、教えて下さい。

**<答弁>**

評価点については、135点満点中、曾根駅周辺の民有地が104点、豊島公園が96点です。岡町駅周辺の民有地は評価点を公表することで、その内訳から場所が特定されるため非開示としています。特に違いや差が生じた項目・内容については、曾根駅周辺の民有地が、アクセス性や利便性、スケジュール、周辺地域への影響等で高い評価を得ています。一方、豊島公園は財政負担や周辺・立地環境、公共事業の継続性が評価されています。

**(質問)**

両候補地ともに比較的高い評価であり、わずかとはいえ、点数の差で、第一優先候補地が選定されたとの認識で良いのか、市の見解はお聞かせ下さい。

**<答弁>**

点数で評価をしていますが、曾根駅前の民有地と豊島公園を比較した場合、民有地の方が、雨に濡れにくい距離であり、駅前であることから夜間利用の際に多くの方々に安心感を与えることができます。施設自体が目的地であり、かつ文化芸術センターや中央公民館などへの通過点として機能するため、文化施設同士の相乗効果が期待できます。これらの理由から市民サービスや地域の活性化においてより効果的であると考えております。

**(質問)**

「財政負担」の評価については、豊島公園で(仮称)中央図書館を整備した際に市が負担する想定費用に対し、応募事業者からの図書館部分に係る提案価格を比較評価されたと伺っています。民有地については、鉄骨造の耐用年数である38年分で、購入・賃借のどちらか低い費用で評価されたようですが、第一優先候補地の財政負担の評価については、購入、賃借どちらの方が低い費用となり、結果的に、豊島公園で建設、整備する場合の想定費用と比較すると、どのような評価だったのか、教えて下さい。

<答弁>

曾根駅前の民有地については、区分所有で応募されたことから購入で評価しております。財政負担の評価基準は、豊島公園で建設、整備する場合を市直営価格として、市直営価格以下、市直営価格の120%以内、それ以外の順で評価しており、曾根駅前の民有地は市直営価格の120%以内という評価となりました。具体的には、内装費を除き豊島公園での建物整備費との比較を行ったところ、豊島公園は約36.5億円と試算したのに対し、第一優先候補地は約38.1億円です。

財政負担の比較は上記の通りですが、先程もご説明しましたとおり、全体を評価した結果では、駅やバス停からのアクセス性、中央公民館や文化芸術センターとの連携による地域の賑わいづくりなどから曾根駅前の民有地が中央図書館の建設地として相応しいと判断しています。

(質問)

「財政負担」の評価をされる際、そもそも、(仮称)中央図書館の整備に関し、市として初期費用及び維持管理費用を最大でどれくらいの額で想定されていたのか、教えてください。また、参考までに、その財源について、どのように想定されていたのか、活用を見込んでおられる補助金の詳細とあわせて、教えてください。さらに、市が想定されていた額と比べて、第一優先候補地の提案事業者からは、それぞれどれくらいの額で提案があったのか、教えてください。

<答弁>

あくまで提案内容を評価した令和5年時点のものですが、豊島公園での建設を想定する場合、内装費に様々な調査費用も加えた全体の整備費用と38年分の維持管理費を足し合わせ、約65.9億円と試算しました。第一優先候補地において同様の内容で試算すると、約72.7億円です。財源については、起債と一般財源を想定しておりました。補助金の活用については、候補地ごとに条件等も異なることから、選定後に検討することとしていました。

(質問)

第一優先候補地が選定された際、(仮称)中央図書館が整備される建物は4階建ての商業施設との複合施設として事業者からは提案があったと思いますし、一昨年の12月定例会での議案審議においても、そのように説明や答弁をされておりました。選定後に、10階建てかつ、商業施設及び住居が混在する建物に変更された経緯や理由を教えてください。また、いつ、変更内容の提案や申し出があったのか、教えてください。

<答弁>

マンション部分の増築に関しては、令和6年8月に初めて事業者から本市に相談がありました。敷地の有効活用を図りたいとのことで、その後何度かのやり取りを経て、同年9月頃には建物も10階建ての鉄筋コンクリート造りにするとの意向を固めたとのことでした。その時点で定期借地権付き分譲マンションを想定している旨、説明を受けましたが、具体的

な定借期間については当然50年以上の長期となるものの、現時点では固まっていないとのことでした。本市としても増築の影響について検討した結果、メリットこそ多くあるが、増築を拒否せざるを得ないようなデメリットは見当たらないことから、増築を認めることとし、同年9月には各議員に情報提供を行い、同年12月議会の質疑において改めてご説明したものです。

#### (質問)

建設される建物の階数の変更や商業施設との複合施設から、商業施設に加えて住居が混在する建物への変更など、第一優先候補地の選定後の変更について、市の受け止めに教えて下さい。また、選定後に大きな変更があった場合、選定のやり直しや、議会での第一優先候補地の決定に関する再度の議決などが必要と考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

増築の申し出を受け、まずもって、本市としては区分所有購入価格をはじめ、図書館の公募条件に関わる部分で本市に不利になるような変更は認めない旨を伝えています。そのうえで、本市にとっての増築のメリット・デメリットを検討すると、追加負担なしで鉄骨造りから鉄筋コンクリート造りに変更となることや、建物が新たに増築されることによる固定資産税収や市民税等の増収、さらには入居店舗だけでなく周辺店舗への来客増など、本市や地域住民にとっても明らかにメリットが多く、一方増築を拒否するデメリットも見当たらないと判断しており、選定のやり直し等の必要はないものと考えております。

#### (質問)

第一優先候補地に選定する段階では、(仮称)中央図書館が第一優先候補地に新たに建設される建物にどれくらいの期間、どのような形で入るかは公表もされていませんでしたし、議会に対しても説明がありませんでした。第一優先候補地の選定をする際に、事業者からは、入居期間についての提案や要望は示されていなかったのでしょうか。また、いつの段階で、具体的な入居期間の提示や提案があったのか、詳しく教えて下さい。

#### <答弁>

令和5年秋の提案時点では、区分所有と底地の定期借地権設定を提案されており、これについては令和5年12月の文教委員会の質疑で、事業者が区分所有を希望していること、その場合の区分所有と底地に係る借地権等についての費用の概算をご説明しております。提案時には具体的な入居期間についての言及はありませんでしたが、長期の図書館入居を希望されていることは確認しております。本市としても初の中央図書館ですので、少なくとも現在築55年を超えている岡町図書館と同程度の長期間、加えて言えば当該建物が実際の耐用年数を迎えるまではその場所で運営することを当然の前提としていたため、その時点では具体的な入居期間は固めていませんでした。具体的な定借期間を協議し



たのは、マンション増築の申し出以降となります。

(質問)

第一優先候補地選定後の事業者からの提案に対して、市はどのような協議や検討を行い、どういった交渉を進め、最終的に、いつ、どのような理由で、契約期間70年での区分所有の提案を受け入れることにされたのか、教えて下さい。

<答弁>

令和5年12月議会では提案価格や施設保有方法(区分所有か賃貸か)など、提案内容の妥当性等を検討する調査業務委託料の債務負担行為の設定を承認いただきましたことから、令和6年度から本調査に着手しました。不動産調査の結果では、提案の区分所有購入額は市場価格を4億円ほど下回る提案価格であり、提案の定期借地権料も市場価格より大幅に安価であること、また保有方法に関しても、区分所有が賃貸借に比べコスト面で大幅に有利であることなどを確認しています。マンションの定借期間に関しては、今年2月に入ってからようやく、事業者内部で70年を想定することが明確になってきたため、本市の定借期間としても70年を想定することとしたものです。本市の中央図書館は、当該建物が実際の耐用年数を迎えるまではその場所で運営することを想定しており、また本市の公共施設等総合管理計画に照らしても、建物保有期間70年は妥当と判断しているところです。

(質問)

第一優先候補地の選定に際しては、「財政負担」の評価について38年分での購入・賃借のどちらか低い費用で評価されており、さらに、本年1月末に市ホームページ等でも公表された「(仮称)中央図書館の計画地の選定について」に関する議会説明資料には、契約期間50年以上での区分所有とすることが記されていましたが、市としては、いつの段階で、契約期間を50年以上とする区分所有を想定されていたのか、教えて下さい。そもそも、第一優先候補地に選定される段階で、定期の区分所有を想定や希望されていたのか、併せて、教えて下さい。

<答弁>

契約期間につきましては、本市で初めての中央図書館となることから、応募時当初より事業者には50年以上の長期間を想定していることをお伝えしておりました。定期借地権の区分所有につきましては、事業者は応募当初から定期借地権の区分所有を希望されていましたが、市としては、今年度、区分所有と賃借について費用負担面等から検討し、最終決定しました。

(質問)

そもそも、定期借地権の区分所有のメリットをどのように捉えておられるのか、教えて下さい。

一方で、デメリットや課題はないのか、賃貸や購入する場合との比較も交えて、見解をお聞かせ下さい。そもそも、定期借地権の区分所有よりも購入の方が、メリットが大きいように思いますが、市の見解と、実際に、事業者と購入に向けての交渉や要求はされたのか、あわせて、教えて下さい。

#### <答弁>

定期借地権の区分所有のメリットは、賃貸に比べ費用の総額が大幅に低く、また補助金や起債の活用が可能です。デメリットを挙げるとすれば、売却時に土地所有者の同意が必要なことです。購入の可能性を打診しましたが、事業者側に土地所有の意思が強く、底地の購入は困難と判断しています。

#### (質問)

1月末の議会向けの説明の際には、契約期間50年以上の区分所有とされていたものが、今回の提案では、契約期間70年以上の区分所有と、再度、変更がありました。なぜ、短期間で、これほどの大きな変更が起きるのか、教えて下さい。

#### <答弁>

本市の中央図書館は、当然当該建物が実際の耐用年数を迎えるまではその場所で運営することを想定しており、マンションの定借期間の想定が明確になった段階で、本市の定借期間も決めたものです。ジオタワー大阪十三に入る大阪市立図書館のケースでも、事業提案の段階から、その保有土地の定借期間を50年～70年と条件づけたうえで、「図書館の運営可能期間は最低50年確保」との要件を示して、当該土地上に建設が想定される建物の定借満了期間に図書館の運営期間を合わせることを前提としておられます。期間満了後に返還するという定借制度の性質上、建物が存するにも関わらず、それよりも短い図書館運営期間を現時点で設定する合理的理由はなく、マンションの定借期間に合わせることは妥当なものであると認識しています。

#### (質問)

契約期間や施設の保有方法を定期借地権の区分所有とすることを決定された段階で、すぐに議会に報告や説明をされなかった理由を教えてください。そもそも、4階建てで商業施設との複合施設として提案のあったものが、第一優先候補地に選定後に、10階建てで住居との併設施設へと変更されたことは、事業用定期借地権ではなく、一般定期借地権となり、借地の契約期間が50年以上に無条件で縛られるなど大きな条件の変化や市にとってのリスクの発生が生じたとも考えられますが、にもかかわらず、優先候補地の選定の見直しを行わなかった理由をあらためて、教えてください。

#### <答弁>

区分所有の決定につきましては、1月に取りまとめた不動産調査結果をもとに最終判断を

したことから、1月下旬に市議会にご報告いたしました。また、今年2月に入ってからようやく、マンションの定借期間が事業者内部で70年を想定することが明確になってきたため、本市の定借期間としても70年を想定することとしたものです。区分所有に関しては、令和5年秋の提案時点で事業者から区分所有と底地の定期借地権設定を提案されており、これについては令和5年12月の文教委員会の質疑で、事業者が区分所有を希望していること、その場合の区分所有と底地に係る借地権等について費用の概算をご説明しております。また、マンション増築に関しても、令和6年9月には各議員に情報提供を行い、同年12月議会の質疑を通して改めてご説明しております。本市は当初から50年以上の長期間の契約を想定しており、事業用定期借地権から一般定期借地権への変更は本市にとって何らリスクをもたらすものではありません。

#### (質問)

提案事業者から、そのような大きな条件変更や新提案があった際に、市から事業者に対して、何らかの条件提示や要求、要望はされたのか、詳しく教えてください。

#### <答弁>

増築の申し出を受け、まずもって、本市としては区分所有購入価格をはじめ、図書館の公募条件に関わる部分で本市に不利になるような変更は認めない旨を伝えています。また、維持管理に関しては、事業系と住居系に分けて管理することを求めています。

#### (質問)

確認ですが、建設が予定されている建物に公共施設が入ることにより、民間事業者にとってのメリットがあるのではないかと考えます。例えば、公共施設が入ることによって、容積率の緩和等はないのでしょうか。また、航空法による高さ制限の緩和といったことはないのでしょうか、市の認識と見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

容積率の緩和を可能にする各制度は、市街地再開発事業や都市再生特別地区などの制度で想定されている手法ですが、いずれも当該敷地だけでなく周辺エリアも含めた地域のまちづくりの理念のもとに長期的視点から取り入れられるものであり、公共施設の入居の有無だけで判断するものではないため、本物件については現状ただちに適用できるものは見当たりません。また、航空法による高さ制限についても、それぞれのエリアごとに決められるものであり、公共施設の入居の有無等で変わるものではありません。

#### (質問)

市は曾根駅前としてのまちづくりの視点から、建築計画について事業者と交渉して頂きたいと思っております。例えば、歩道を広げるために建物をセットバックさせるなど、こういったやり方で

相手に了解させるか、検討しておく必要があるかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

ご指摘の通り、当該ビルの建築にあたっては、まちづくりの観点から事業者と交渉していくことは重要であると認識しています。事業者からの提案においても、敷地周囲に文芸センターへの動線となる空間や広場を確保するといった提案も頂いておりますが、設計協議をはじめ今後の交渉の過程では、様々な手法を用いて地域貢献等を強く求めてまいります。

(質問)

公共施設が入ることによる事業者のメリットが少なからず生じることを理由に、市にとって、少しでも好条件での交渉や協議ができたのではないかと考えますが、何らかの条件交渉や協議は行われたのか、あらためて教えて下さい。

<答弁>

中央図書館入居のための区分所有購入に係る事業者との交渉にあたっては、本市としては市民や地域にとって少しでも便益が及ぶよう、真摯に交渉にあたっています。1階の図書館専用スペースを物流便等が運用しやすい場所に設置することや、1階から4階の業務用エレベーターから図書館専用の業務エレベーターを追加で設置することなど、追加費用なく交渉によって変更してきております。ただ、ご指摘の「公共施設が入ることによる民間事業者のメリット」については、本市の調査業務で委託した不動産鑑定士に意見を求めたところ、当然それは販売事業者の積極的な“宣伝文句”にはなるが、それがそのまま販売価格に影響を与えるとの見解は疑問に思うとのことでした。公共施設が入ることだけをもって、一方的に好条件を引き出せるものではないと考えております。

(質問)

債務負担行為補正として、(仮称)中央図書館整備事業に、令和7年度から令和11年度で66億5640万円が計上されていますが、その内訳を財源とあわせて、詳しく教えて下さい。

<答弁>

区分所有購入費30億円、書庫の位置決定に伴い新たに発生した書庫躯体費約2170万8千円、設計費や設計監理費等も含めた内装費約24億4074万円に、令和9年度までの物価上昇分等を見込んでおります。財源は、国の都市構造再編集中支援事業の補助金で最大21億円、残りは起債と一般財源を想定しています。起債の公共施設等適正管理推進事業債は理論上、充当率が90%、交付税措置率が50%なので20億5038万円が措置される予定です。このため、購入に関する実質的な負担は、計算上約25億600万円程度に抑えることも可能な見込みです。

(66億5640万円-約21億円-約20億5000万円=約25億600万円)

**(質問)**

本事業の財源として、国の都市構造再編集中支援事業の補助金の活用を想定されているようですが、補助金を得るために何か条件があれば、詳しく教えて下さい。

**<答弁>**

都市構造再編集中支援事業の補助金については、令和6年度に要件が改正されたため今回活用するにあたっては、館数と面積の削減が求められているところです。

**(質問)**

(仮称)中央図書館は、70年の区分所有で考えられている訳ですが、今回の債務負担行為補正に加えて、その他にどのような費用が、どれくらい必要になると見込まれているのか、現時点での概算を費用項目ごとに、詳しく教えて下さい。

**<答弁>**

現時点での概算となりますが、定期借地期間70年の場合、定期借地料が10億6700万円、管理費1億6100万円、修繕積立金9億4500万円のほか、解体費4億円、合計25億7300万円と見込んでいます。

**(質問)**

賃借の場合、ご答弁にあった費用よりも13年ほどで、費用負担が大きくなるとの説明を受けましたが、算出根拠を含め、その理由をあらためて教えて下さい。

**<答弁>**

賃料単価に図書館面積と賃料下落率を乗じ、算出した年間賃料に、年間の共益費と内装工事費を足した合計額を、年間総支払額と設定しています。その支払額が13年目に、区分所有での取得額66億5640万円(国補助金21億円を差し引いた後)を上回ると想定しています。

**(質問)**

そもそも、今後の図書館は、図書館単体で魅力を高めたり、来館者を増やしていくというよりも、様々な施設や目的と相乗効果により、場合によっては、図書館を利用するつもりがない方が、他の施設に用事や利用目的があり、ついでに図書館を利用するといったコンセプトが必要不可欠と考えますし、そもそも図書館の魅力をどれだけ高めようとしても、主たる目的を図書館としての利用者は、限定的になってしまうと思います。だからこそ、(仮称)中央図書館が入居するフロア以外のフロアがどれほど魅力的なものになるか、更に、将来に渡ってその魅力や活力が維持されるかが見通せなければならぬと考えますが、市として、新たに建設される施設が将来的にどのようなあり様になっていくと見通され、ビジョンを描いておられる

のか、教えて下さい。

<答弁>

「ついでに図書館を利用するコンセプトが必要不可欠」とのご指摘についてですが、まず図書館が入居する建物だけでなく、その周囲にも視点を広げて連携や相乗効果を考えた場合、当該建物が目的地であり、さらに通過点でもあることが望ましく、こうした観点からは駅前に中央図書館があり、その向こうに文化芸術センター等が位置する状況は、高い相乗効果が見込めるものと思っています。次に、建物だけに限っても、1階・4階は商業フロアが想定されていることから、行き来を活発にするような創意工夫により、「ついで」の利用者も図書館に取り込んでいけるようにしていきたいと考えております。

(質問)

具体的に、(仮称)中央図書館が入居予定の2階、3階部分以外の商業施設フロアには、どのような事業者、店舗が入居される予定なのか、それらは、本当に市が魅力的だと感じ、それらの店舗との相乗効果で(仮称)中央図書館にも来館者が増えることが見込まれる事業者や店舗と感じておられるのか、市の率直な見解お聞かせ下さい。さらに、市として、入居事業者や店舗について、提案や要望をすることは、可能なのか、教えて下さい。

<答弁>

現時点では1階がスーパーやカフェなど、4階は飲食店を想定されています。当該建物の予定地は、昭和初期に北大路魯山人が深く関わった料亭「大阪星岡茶寮」の開業地であることから、特に4階飲食店フロアはこうした歴史的事実を未来につなぐことをコンセプトにフロア構成をイメージされ、曾根のまちづくりに活かしたいと伺っています。こうしたコンセプトは図書館と親和的であり、様々な連携のアイデアが検討できるものと思っています。また、フロア間の連携を容易にする仕掛けとして、貸し出し前の図書を商業フロアへ持ち出すことができるようにしたり、入居店舗のカフェが図書館フロアで出前出店したりするなども検討してまいります。具体的な店舗選定についても、事業者側はこうしたコンセプトに合致するような店舗を誘致されるものと考えており、入居店舗とこうした連携について議論ができるテーブルを設けられないか検討していきます。

(質問)

市長は施政方針の中で、「曾根駅周辺については、中央図書館を核に、多世代が集い、賑わうエリアとして、まちづくりを進めていく」と述べられました。市が想定されている第一優先候補地での中央図書館の整備で、現状と比較して、どれくらいの参集人員の増加を見込まれているのか、そもそも参集人員が増えるイメージやビジョンが見えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

(仮称)中央図書館は、すべての図書館サービスの中心となることや、駅前というアクセスの良さなどから、幅広い層の利用を期待しています。現在、岡町と服部の図書館をあわせて年間約45万人が利用されており、図書館全体では200万人を目標としていることから、100万人の利用をめざしてまいりたいと考えております。そのためには、魅力ある図書館づくりとともに、定期的なイベントを実施するなどソフト事業を充実させる必要があります。また、施設内の商業店舗との連携をはじめ、(仮称)中央図書館の整備を機に、曾根駅周辺を多世代が集い賑わいあふれるエリアとしてハード・ソフトの両面から一体的なまちづくりを進めていく必要があると考えております。令和7年度には費用便益調査を実施し、中央図書館が開設することによる事業効果を把握する予定です。

(質問)

(仮称)中央図書館整備計画(素案)に関するパブリックコメントの中に、3階部分の約1000㎡の余剰スペースに関する質問が多く挙げられていますし、児童館設置の提案なども寄せられています。この余剰スペースの活用方法について、どのように考えておられるのか、また、いつ頃に、活用方法が決定される予定なのか、教えて下さい。

<答弁>

3階の余剰スペースについては、市民の皆さんのご意見や、議会でのご議論を踏まえ、令和7年度中を目途に取扱いにかかる基本的な方針を定めたいと考えております。また、土地所有者には、本市がまず優先的に当該スペースの取扱いを検討させていただくことについて了解も得ております。

(質問)

確認ですが、1月末に(仮称)中央図書館の計画地が選定され、公表されましたが、(仮称)中央図書館の整備は、岡町図書館と服部図書館の廃館が前提となっているとの認識で良いのか、あらためて見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本市としては、今年1月末に中央図書館の計画地を曾根駅前の民有地に選定いたしましたので、岡町・服部図書館については図書館みらいプランに基づき廃止することとなります。

(意見・要望)

情報の出し方や出すタイミングは様々な事情や考慮すべきこともあるかとは思いますが、議会への議案提出の時期はある程度、前もって分かっていた、想定できたと思えますし、丁寧かつ慎重な審議をしていくためには、出てきた議案を精査する時間も一定、必要であることはご理解頂けると思っています。例えば、第一優先候補地の選定に係る評価結果の詳細は、

もっと早く議会に説明や情報提供できたのではないのでしょうか。また、市として、「応募時当初から事業者には50年以上の長期間を想定していることをお伝えしていた」とのことですが、そのことも今回の議案説明に合わせて示されました。さらに、本事業に活用できる補助金についても、以前から問い合わせもしていましたが、今回の議案説明で初めて知らされましたし、その活用条件として、図書館の館数と面積の削減が求められていることも初めて知らされました。そもそも、これだけの大きな予算規模かつ長期間に及ぶ事業の審議にも拘らず、今述べた情報をはじめ情報の多くが、こちらから聞かないと提供されないことも、不親切ではないかと思います。正直、まだまだ細かく質問をすれば、新たな情報が出てくるのではないかと、今、知り得ている情報で十分かつ慎重な審議や議論を尽くしているのかと半信半疑な部分もあります。



## 【庄内さくら学園における独自カリキュラムの推進】

### (質問)

庄内さくら学園における独自カリキュラムの推進について伺います。あらためて、庄内さくら学園における独自カリキュラムの内容やねらい等を詳しく教えて下さい。

### <答弁>

「人権教育」「自己表現力・コミュニケーション力」「地域学習」「キャリア教育」をキーワードに校区の子どもたちの課題やめざす子ども像にもとづき策定した独自カリキュラム、SDG プログラム(庄内・大好き・元気プログラム)は9年間の系統的なカリキュラムとして3本の柱で構成されています。

その一つ目である SDG1「自己表現・コミュニケーション力」では、大阪音楽大学や大阪大学、演出家との連携、協力のもと、アフリカやインドネシアの音楽体験、映画づくり、演劇などのワークショップ、哲学対話教室などを展開しています。

二つ目である SDG2「地域学習」では、校区探検や地域で起業している事業者へのインタビュー、隣接するショコラを拠点とした地域学習のほか、保育施設や事業所での職場体験、さくら応援団の方々との交流など、地域の多様な人々との出会いを重ね、地域コミュニティの大切さを学習しています。

最後の SDG3「キャリア教育」では、SDG1や2で培ってきた力を基礎にしながら、多様な生き方や働き方のモデルに出会う機会を創出します。具体的には航空会社の様々な職種の方からの聞き取り学習やキッチンカー業者と連携したメニュー開発や販売体験などが中心的なプログラムとなります。

### (質問)

独自カリキュラムの実施により、期待していた効果は得られてきているのか、一方で、課題は生じてきていないのか、どのように評価、分析、認識されているのか、教えて下さい。

### <答弁>

各プログラムについての子どもたちの満足度は非常に高く、特に「自分を表現できた」「話し合いで自分の感じたこと、考えたことを伝えることができた」「みんなと協力できて楽しかった」といった項目で肯定的な回答が多く占める結果となっています。プログラムの多くが、子どもたちの非認知能力の向上をねらいとしており、その評価が課題となります。子どもたちへのアンケートはその一つの方法となりますが、学力やその基礎となる学習意欲がどこまで高まったか、プログラムを実施するなかで引き続き注視してまいりたいと考えております。

### (意見・要望)

独自カリキュラムの内容やねらいをはじめ、子どもたちの満足度の高さを理解すると共に、独自カリキュラムの評価が課題であることも分かりました。プログラムのねらいが非認知能力

の向上ということで、その評価は非常に難しいと思いますし、すぐに効果や結果が生じるものでもないと思いますが、子どもたちの学習意欲の向上や 学習習慣の定着がどれほど図れたのか、それに伴い学力がどの程度、向上したのかなど、継続的に実態把握を図りながら、状況を注視して頂くことを要望しておきます。

## 【庄内よつば学園開校及び第八中学校区の学園制導入に向けた独自カリキュラムの試行実施】

(質問)

庄内よつば学園開校及び第八中学校区の学園制導入に向けた独自カリキュラムの試行実施について伺います。それぞれの独自カリキュラムの内容とねらい、実施により期待する効果や目標を詳しく教えて下さい。

<答弁>

庄内よつば学園におきましては、子どもたちが未来を切り拓く力を育むために、めざす子ども像を「自ら考え、行動し、仲間とともに豊かな社会をつくる子ども」とし、「つながる力・まなぶ力・つくる力」を高めることを目標として、9年間の系統的な学びを推進していきます。未来探求プログラム「地域・キャリア」、「対話・表現」、「探究・STEAM」の3つのテーマのもと、独自カリキュラムとして落語や漫才を通したコミュニケーションワーク、プログラミング教育、動画制作などの試行実施を行う予定です。

第八中学校区の学園制におきましては、北丘小学校、東丘小学校、第八中学校の三校が連携し、学園のめざす子ども像「もちあじを大切に 他者につながり チャレンジする子ども」をふまえ、子どもたちの9年間を見据えた体系的な教育活動を推進します。独自カリキュラムでは、このめざす子ども像に向け、総合学習の時間などにおいて、子どもたちが協働して様々な課題の解決に向き合う「探究的な学習」の機会を創出します。具体的には今年度の試行実施の結果等をふまえ、校区が位置する千里ニュータウンを題材とした系統的な地域学習や、防災教育、キャリア教育等に関する独自プログラムの試行実施を検討しています。

## 【庄内よつば学園学校給食調理等業務】

(質問)

庄内よつば学園学校給食調理等業務について伺います。令和8年4月開校予定の庄内よつば学園における給食調理等業務を委託するための準備行為を含めた委託期間の債務負担行為が設定されています。まずは、本業務を委託することに決定された理由を教えてください。また、準備期間を除くと、調理業務の委託期間は5年になると思いますが、委託期間を5年とされた理由をあわせて教えてください。

<答弁>

庄内よつば学園の調理場を委託する理由としては、民間事業者のノウハウや専門性、

柔軟性を取り入れることにより安心安全な学校給食の安定的な提供する体制を維持する事を期待して行うものです。委託期間を5年とした理由としましては、事業者が計画的な設備投資を行い、業務の安定性と技術の向上を重視し長期的な質の向上を期待するものです。

## 【学校給食システムのバージョンアップ】

(質問)

学校給食システムのバージョンアップについて伺います。来年度、学校給食の食数管理や食材発注を行う学校給食システムのバージョンアップを行われるようですが、それに要する経費と、バージョンアップにより期待される効果と現状の課題について、あわせて教えてください。

<答弁>

バージョンアップに要する経費は約1100万円となります。現状の課題ですが、小学校と中学校で別々のシステムを使用しているため、保護者からのお問い合わせに対し、例えば小中学校にきょうだいがいる場合、それぞれのシステムを個別に起動して対応する必要があり、大変煩雑な状況です。また、給食費の滞納状況の確認についても同様に、システムごとに確認作業が発生しております。バージョンアップすることによる効果ですが、システムの一本化を図ることで、お問い合わせ対応や滞納状況確認などの際に、複数のシステムを起動する必要がなくなり、業務効率化による時間短縮や直感的で使いやすい操作環境となることによる作業効率の向上が期待されます。

## 【学校給食での防災用非常食体験】

(質問)

学校給食での防災用非常食体験について伺います。昨今、地震、台風、大雨等、様々な自然災害等で、ライフラインの停止による学校給食施設の使用不能や、交通網の寸断による輸送不能で、学校給食の提供が不可能になることを想定して、実際に、小中学校の給食で、防災用非常食を食べたり、食育の一環として学習したりする自治体が出てきました。本市では、そういった学校給食での非常食体験等の実施は行われているのでしょうか、もしくは、実施の検討などはされたことはあるのか、教えてください。

<答弁>

学校給食では日ごろから防災や非常食を準備することを考える機会となるように、9月1日の防災の日等に防災メニューの提供を行っています。今年度は9月1日の防災の日には、温めずに食べられるレトルトカレーやかんパン、常温保存できるゼリーを提供しました。また、東日本大震災が起きた3月11日には災害時の炊き出しでよく作られる豚汁と長期保存可能な缶詰や乾物を使って作ることができるサラダを提供します。

## 【学校教育活動徴収金公費負担】

### (質問)

学校教育活動徴収金公費負担について伺います。これは、市立学校の児童生徒に係る修学旅行費、学校行事費、副教材費等を公費負担するものです。昨年の決算審査の際に、修学旅行費や林間臨海学舎費に関して、児童一人当たりの費用に学校間で大きな差が生じていることに疑問を呈すると共に、高い金額で実施している学校は、本当にその金額で実施する必要があったのか、一方で安い金額で実施している学校は、十分な効果が得られたのか、目的が達成されたのか、調査、確認を取って頂きたいと要望しました。さらに、もし、安い金額で実施された学校に課題が無かったということであれば、本事業が全額公費負担で実施されていることを踏まえ、費用対効果を考慮して、高い金額で実施されている学校にも情報共有を図り最小の経費で最大の効果を上げる努力を追求して頂くよう求めて頂きたいと要望しましたが、次年度の事業を実施するにあたって、提案や要望させて頂いたことについて、何らかの取り組みや対応はして頂けたのか、教えて下さい。

### <答弁>

宿泊行事費用につきましては、例えば同じ行き先であっても人数や日程、活動の内容によって経費に差が生じることはあり、学習実費等も含めた児童生徒一人当たりの上限額の合計の中で、各校が児童生徒の実態や学習の内容等に即して、内容の充実を図っているものと認識しております。宿泊行事の行先について見直しを行う等相談を受けた学校へは、他校の実施状況を含め、学校が必要としている情報を共有し比較考量できるようにしております。次年度につきましても、各校において実施日数や交通手段の見直しなどの工夫等を行いながら、特色ある教育活動と学びの充実の実現につなげるよう、指導助言してまいります。

### (質問)

また、児童生徒一人当たりの上限額を設定されているかと思いますが、その上限額が、無償化前に各学校で設定されていた額よりも高い学校については、事業の目的よりも金額ありきで、行き先や内容を選定するといったことや、必要以上の教材等の購入といったことが生じていないか、一方で、無償化前に各学校で設定されていた額よりも低い学校については、上限額が設定されたことで、修学旅行等の行き先や内容を変更せざるを得なくなったり、必要な教材等の購入が出来なくなったといったことが生じていないか、しっかりと調査して頂きたいと要望していましたが、実態調査はして頂けたのか、調査をされた場合、その結果の詳細と教育委員会の見解を教えてください。

### <答弁>

遠足などの校外学習、宿泊行事、副教材の内容、金額等については、各学校から教育委員会あてに報告することとしており、公費負担後においても報告制度は継続しています。また、各学期終了後には補助金執行状況報告書の提出により、各校の執行内容と執行額の確認を行っていることから、教育委員会といたしましては、各校が、児童生徒の実態に

即し、適切な内容を柔軟に選択しているものと考えています。

## 【子ども見まもり事業】

### （質問）

子ども見まもり事業について伺います。これは、こども110番の家の協力者の拡充や、小学校新1年生へ防犯ブザーの配布を行う事業です。昨今、子ども110番の家が減少しているとの報道をしばしば見聞きしますが、本市の現状をここ数年の協力件数の推移とあわせて、教えて下さい。また、教育委員会の課題認識と、何か対策を講じておられたら、あわせて、教えて下さい。

### <答弁>

本市の「こども110番の家」運動の協力軒数につきましては、令和3年度から令和5年度の過去3か年で、それぞれ、7465軒、7573軒、7626軒であり、緩やかに増加で推移しています。課題としましては、将来的に、人口減少や共働き世帯の増により協力軒数が減少する可能性があることにあります。講じている対策といたしましては、市のホームページや、各中学校・義務教育学校区で組織される青少年健全育成会等を通じて「こども110番の家」運動の意義を広く知ってもらい、協力家庭及び商店等の継続並びに新規登録の促進を図っております。